

[鶴岡市都市計画マスタープラン]

TSURUOKA MASTER PLAN





[鶴岡市都市計画マスタープラン]

TSURUOKA MASTER PLAN

鶴岡市都市計画マスタープラン [策定に寄せて]

鶴岡市長 富塚 陽一

ご存知のように、城下町・鶴岡の市街地は、西暦千六百年代に原形が築かれ、以来、二つの大きな改造期を経てこんにちのまちなちがあります。第一期の改造は、明治の維新に伴い、武家屋敷が公共施設や産業業務地に置きかえられたのが象徴的なものです。第二期は、第二次大戦後、経済とともに文化の発展に伴い、近代的都市として整備する計画が進められました。そしてこの間、幸いなことに、鶴岡では大きな災害・戦災がなかったため、先人が智恵を働かして築いた町割など原形を引継いでいるのは、とても素晴らしく、ありがたいことです。そこでいま、新世紀に入り、第三の再整備期にあります。半世紀もの間徐々に進んだ中心市街地の空洞化、さらには今後も進む少子高齢化とともに、住民意識の高度化と多様化の中で、後世に引継ぐに足る街、鶴岡文化の特性を活かし、活気を持続させ得る街

づくりを進める必要に迫られているのです。

とくにこれまでとは違い、住民の皆さんとよく話し合いをしながら計画づくりをすることにし、このような画期的な都市計画ができたわけです。これを纏める過程では、だれでも参加できる「これからのまちづくりを考える会」でたくさんの方々と話し合い、また各種団体や専門家による「都市計画マスタープラン策定市民懇話会」「都市計画審議会策定協議会」にも活発な議論をいただきました。これらの皆様に、深く感謝申し上げます。

今後はこのプランに基づきまちづくりを進めて参ります。もとより、これからも、市民の皆さんのご意見をうかがいながら必要な見直しを続けるなどして、よりよいまちづくりの計画と事業を具体化して行きたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

都市計画審議会会長 山形大学教授 上木 勝司

TTCCKの開設とそれに伴う鶴岡公園地域の整備、荘内病院の移転、さらには山形大学農学部のキャンパス整備計画の進行など、現在鶴岡市は中心地域の装いを大きく変えつつあります。またその一方で、周辺農村地域への住宅地の拡大や郊外への大規模店舗の進出など、地方の都市に共通して見られる事態が鶴岡市でも確実に進行しております。

科学技術の世紀と謳われた20世紀は、余にも強大化した人の営みと自然の摂理との間の大きな食い違いをもたらしました。そして今、この強大化した人の営みを矯正し、自然の摂理との調和を図ることが焦眉の課題となっております。私たちには、日常の生活から地域社会の仕組みまでのあれこれをしっかりと見直し、改めて自然と調和した住み良く活力ある町づくりに取り組むことが求められております。

いうまでもなく、鶴岡市は、四方を月山、金峰山、

高館山から庄内砂丘への連なり、さらには鳥海山への眺望に抱かれた、緑豊かな歴史と文化の薫りあふれる町です。この鶴岡市の心やすまる雰囲気は、まさに藤沢文学の背景を成している海坂藩の風情へと投影することができます。こうした鶴岡市の姿は私たちが次代の住民に誇りを持って継承すべき財産であり、鶴岡市の明日を考える上での基盤となるものです。

この都市計画マスタープランは、以上のような視点から纏めた、これからの鶴岡市の町づくりの指針です。何よりも重要なことは、このプランが「まちづくりを考える会」などを通じた市民からの自由な意見を基にした、市民手作りのプランであることです。地域社会とともに半世紀の歩みを進めてきた山形大学農学部の教員として、この素晴らしい町づくりの論議に参加できたことを大いなるよろこびとしているところです。

このマスタープランは市民参加で都市計画の方向性を定めたものです。そのために、策定にあたっては市民の多くの方々からご意見をいただきました。

市民懇話会というのは、プランの策定にあたって多くの意見を充分に取り入れるため、市民の代表や団体の会員から構成されています。この懇話会では、市民の自由参加によるワークショップ「これからのまちづくりを考える会」で出された意見を基に、さまざまな立場の方から積極的なご意見をどんどんいただきました。

市民参加の場合、最も知りたいのは、自分の述べた意見がどのように計画に反映されたかという点でしょう。そこで、「参加の玉手箱」で情報の共有、情報の体系化を図るようにしました。そうすることによって、単なる結果だけでなく、考えるすじみ

ちや検討の過程を、かなりの程度市民に理解していただけたと思います。

プランの特徴は、想定される将来の都市像を基に、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成を目指した点にあります。その中で土地利用の方針と、そこに展開される道路整備と市街地整備の方針を明確にしました。また水と緑、景観といった分野を総合的にまとめ、さまざまなまちづくりの概要とそれらの関連性を示しました。

いうまでもなくこのプランを実現するためには、今後段階的に議論を積み重ねながら、継続的に検討していかなければなりません。その場合に必要なのは、目前の課題を解決するという範囲にとどまらず、「鶴岡市の将来の理念をどこにおくか」という課題をたえず追求していくことだと思います。

鶴岡市の都市計画のマスタープランがいよいよまとまった。といっても今回できあがったものは、都市全体に関わるもので、これから市民にとってより身近な地域別の計画をそれぞれの場所で作成してゆくことになる。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に規定されて各自治体で作成しているものであるが、地方分権と市民参加の流れにのって登場し、育てられているものであり、それぞれの都市により策定のプロセスも内容もまた使われ方も、さまざまである。鶴岡市のマスタープランは、じっくり時間をかけて市民の各層と綿密に相談をし、独自の内容を開発しながら策定に至ったもので、全国的に見ても画期的な内容である。

鶴岡市では、都市計画マスタープランの策定が、行政が一方的に実施する今までの都市計画の方法を、時代に合わせたものに代えてゆくきわめて重要なものであると認識し、試行錯誤をおそれずに、職員、市民が一体となって策定作業をすすめてきた。さ

まざま市民の会や各種のワークショップ、さらには懇談会など、この間に開催されたあらゆる市民参加による集まりの結果が、この都市計画マスタープランの情報となり反映されている。行政当局の努力もさることながら、数々の市民参加の集まりに根気よく参加され、建設的な意見やアイデア、時には厳しい批判を開陳なさった多くに市民の方々に敬意を表したい。また職員も、担当部局だけではなく他の職場のメンバー多数が、あるときは市民の立場で、あるときは担当のサポート役として適切な役割を担ってきた。

このようなプロセスで策定されたマスタープランはまさに市民に共有されたものであり、各種の都市計画の下敷きになるのはもちろんのこと、これから策定される地域別計画や個別のまちづくり計画のための指針として重要な位置を占め生き続けるものと確信している。さらに充実した内容と実行力を備えたものに鶴岡市都市計画マスタープランが大きく育つことを期待したい。

鶴岡市都市計画 マスタープラン

TSURUOKA MASTER PLAN

[策定に寄せて]

[全体構想]

序章

02 ● [人口]

03 ● [市街地の広がり]

04 ● [産業] 農業／工業／商業

05 ● [鶴岡市の課題]

基本構想

06 ● [鶴岡のまちづくりの目指すもの]

07 ● [都市計画マスタープランの役割・構成と内容]

08 ● [区域の設定]

09 ● [都市計画マスタープランのつくり方・市と市民の役割]

分野別構想

土地利用

10 ● [市街化に関する方針]

11 ● [既成市街地・農山漁村地域等の土地利用]

道路網

12 ● [高速交通網の形成]

13 ● [都市全体レベル道路網の形成]

市街地整備

14 ● [市街地整備の方針]

15 ● [鶴岡市街地の整備イメージ]

水と緑

16 ● [豊かな水と緑の保全と活用]

17 ● [市街地での緑づくり・水辺づくり]

景観

18 ● [鶴岡市の景観]

19 ● [生活の中での景観]

20～27 ● [よくある質問・提言集]

28～29 ● [都市計画マスタープラン策定体制]

30 ● [都市計画審議会委員名簿]

31 ● [都市計画マスタープラン策定市民懇話会委員名簿]

32～33 ● [これからのまちづくりを考える会]等への参加者の皆さん

34 ● [鶴岡市都市計画マスタープラン策定委員会名簿]

35 ● [鶴岡市都市計画マスタープランワーキング名簿]

[鶴岡市都市計画マスタープラン策定事務局]

[全体構想]

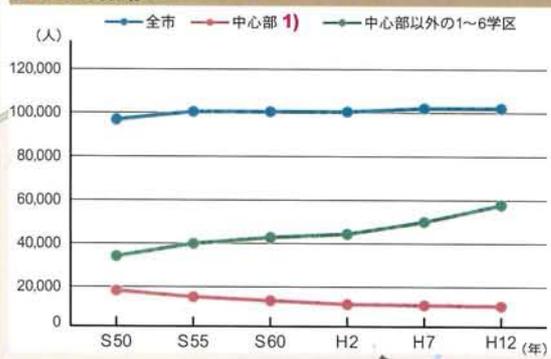
鶴岡市都市計画マスタープラン



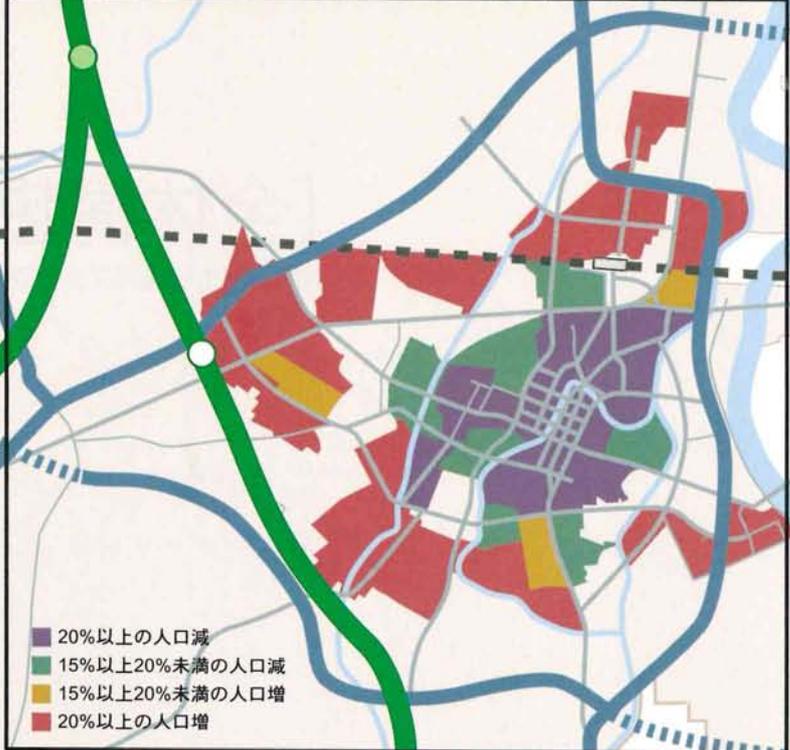
序章

鶴岡市の現状 [人口]

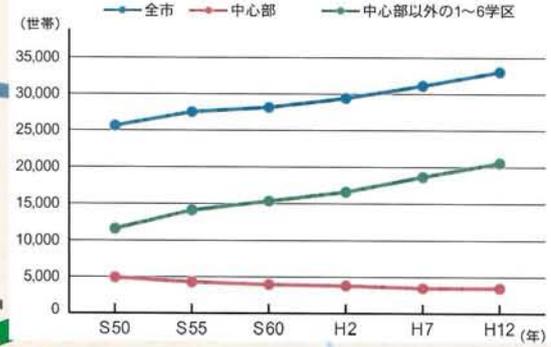
人口の推移



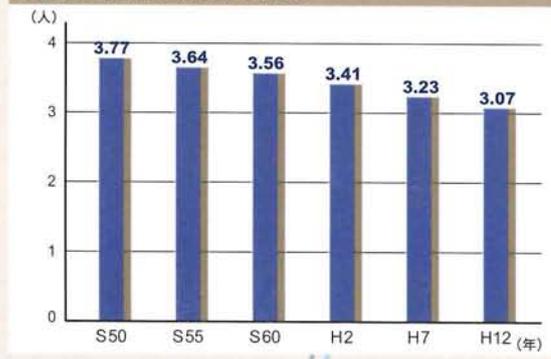
昭和60年から平成12年までの鶴岡市街地の人口の増減図



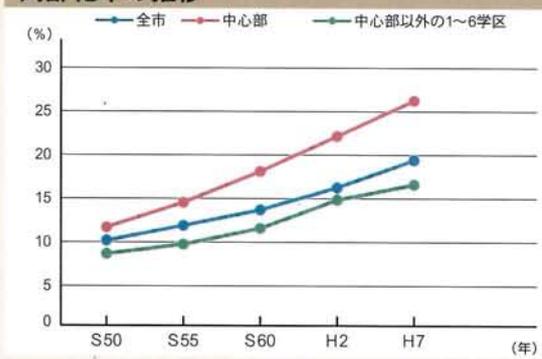
世帯数の推移



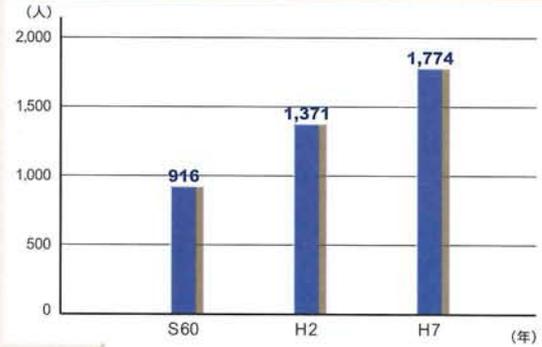
1世帯当たりの人数の推移



高齢化率の推移



一人暮らしの高齢者の推移



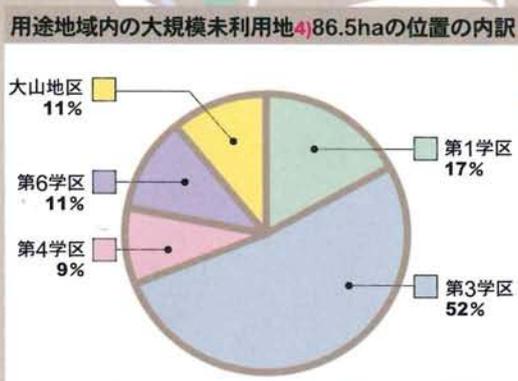
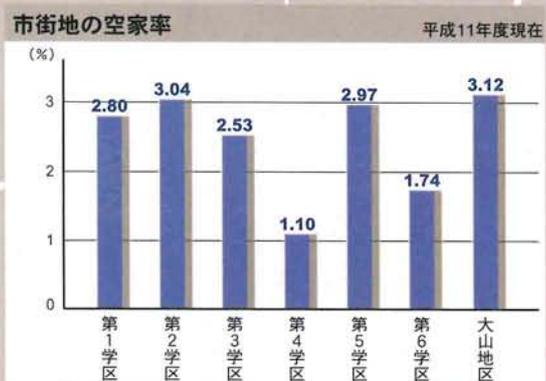
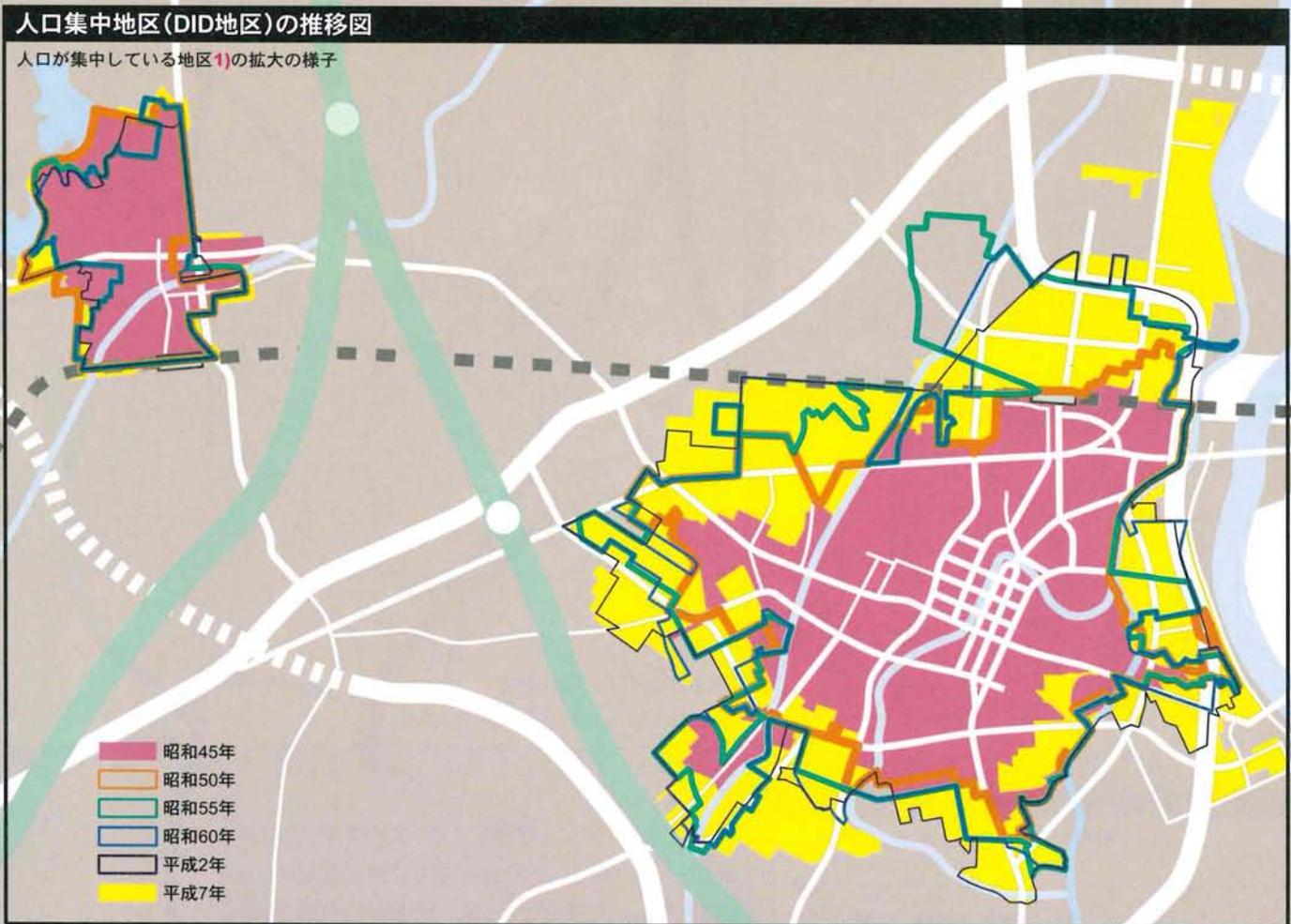
● 鶴岡市の人口²⁾は平成12年10月現在で100,631人となっています。昭和55年では99,751人、平成7年では100,538人ですので、ほとんど横ばいの状況にあります。

● ところが、世帯の数は増え続けており、一人暮らしの人や小さな世帯が増えています。これは、高度経済成長期に住宅を求めた人たちが高齢となり、その子の世代が独立の時期を迎えていることによるものと考えられます。

1) 中心部
本町二丁目、本町一丁目、昭和町、神明町、錦町、山王町、泉町、家中新町、馬場町、本町三丁目、末広町、日吉町

2) 人口
人口の推移は国勢調査から。平成12年度は速報値を使用。グラフも同じ。

鶴岡市の現状 [市街地の広がり]



1) 人口が集中している地区
 国勢調査に基づき、1km²あたり4千人以上住んでいる地区が連続し、合計5千人以上いる地区。(DID地区)

2) モータリゼーション
 自動車の大衆化。

3) 用途地域
 市街地として土地利用のルールにあわせて住宅地や商業地、工業地として整備していく土地。

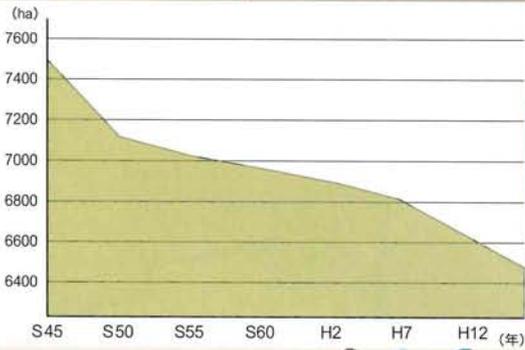
4) 大規模未利用地
 用途地域内の1ha以上の未利用地。

●
 このことから市街地は郊外に拡大を続けています。人口が集中している地区¹⁾は昭和45年から平成7年まで1.7倍拡大しています。一方、中心部では、急激なモータリゼーション²⁾の進展、相対的に高い地価などから空地や空家が増えています。また、市街化を図るべき用途地域³⁾内には大規模な未利用地が多く残る場所もあります。



鶴岡市の現状 [産業]

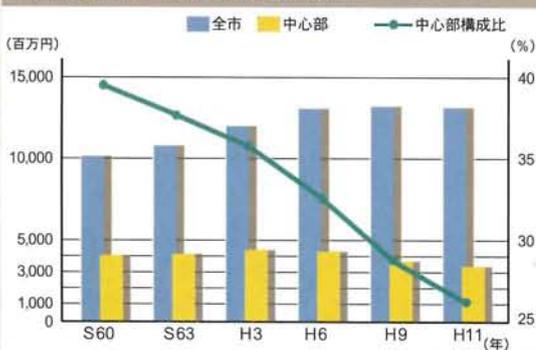
経営耕地面積の推移¹⁾



工業出荷額の推移



売上の推移と中心部の構成比

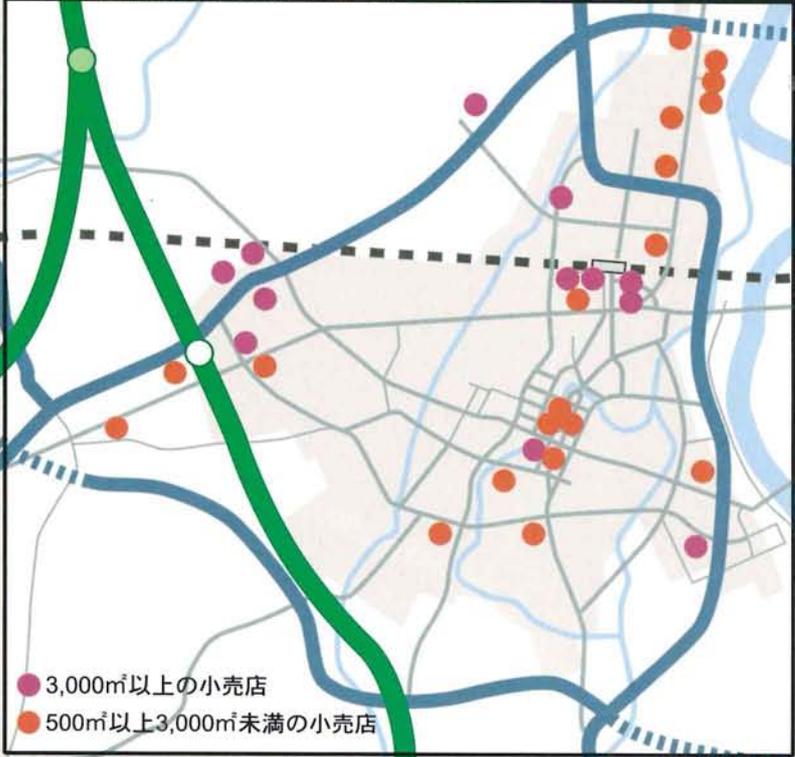


【農業】

● 鶴岡市は米どころですが、日本人の米を食べる量は昭和35年に比べ40%ほど減っています。また、米価の下落など厳しい背景から農地や農業に携わる人の数が減ってきています。

● 鶴岡市の耕地面積は6,469ha(平成12年現在)でそのうちのおよそ92%が水田です。昭和45年には7,490haでしたので、30年間で1,021ha減少したことになります。年間あたりでは34ha、鶴岡公園が2つ半ずつ減ってきた計算になります。

市内の大規模小売店舗の位置図



● 農業に従事する人の数は、この30年間に40%減少しています。また年齢構成では、60歳以上の人がおよそ半分(56.8%)、50歳以上の人が占める割合は7割を超えています。

【工業】

● 出荷額ではバブル期の平成3年に1,804億円でピークを迎え、平成5年に1,563億円で底を打った後は回復の傾向にありましたが、平成11年には1,508億円となり、景気動向を受けやすい状況にあります。

【商業】

● 市全体での販売額は伸びを示していますが、中心部の商店街では減少傾向にあります。特に昭和60年には40%ほどだった中心部の構成比は、平成11年には30%を下回っています。

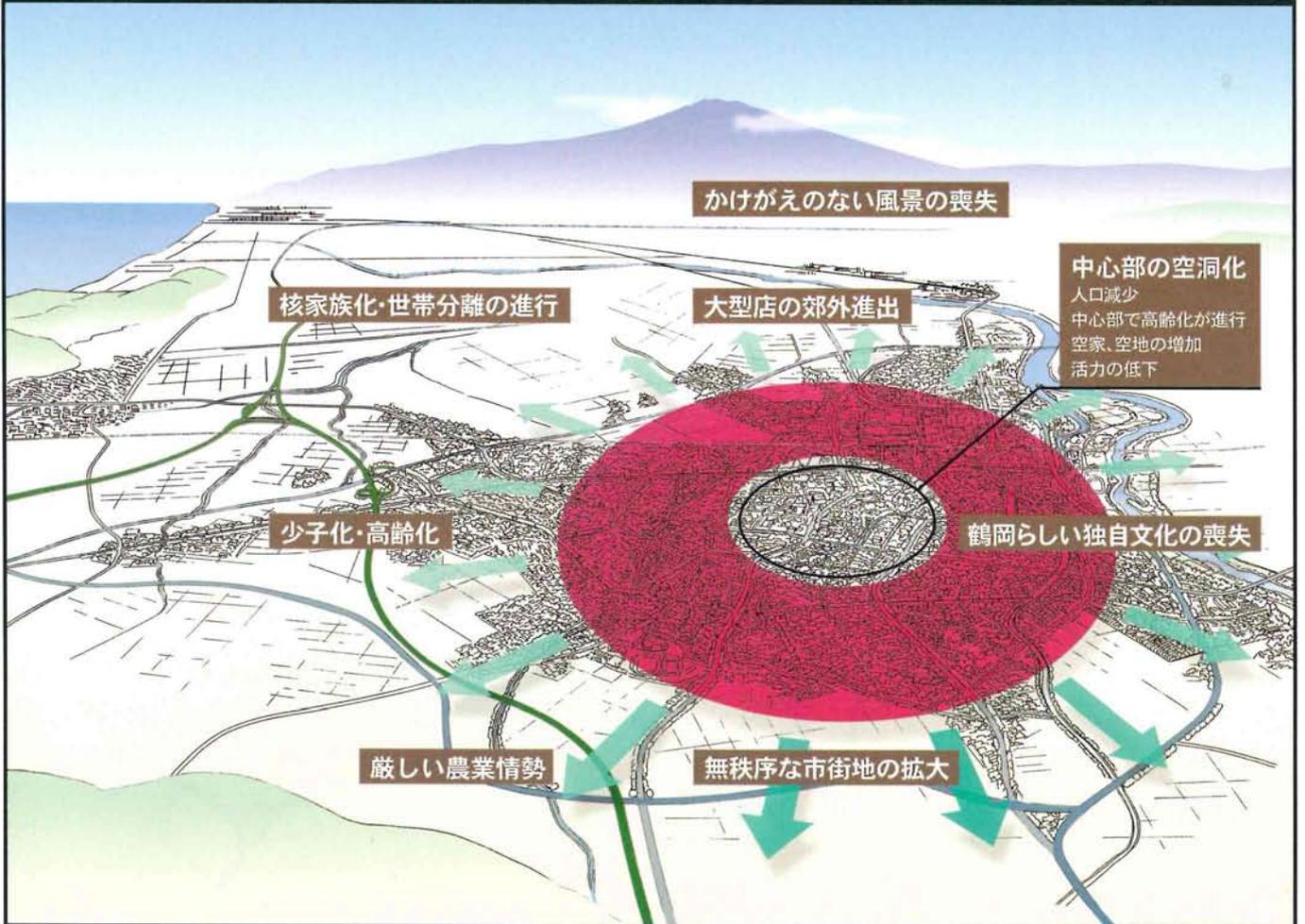
● このように郊外に進出する大型店が勢いを増す中で、古くからの商店街が苦戦しています。

¹⁾ 経営耕地面積
農家が経営する耕地(田、樹園地、畑の合計)を指し、自己所有地と借入耕地に区分されます。

鶴岡市の現状

[鶴岡市の課題]

鶴岡市の課題イメージ



【課題】

● これまで見てきたように、鶴岡市では、核家族化や世帯分離が進んでいることや厳しい農業情勢を背景として、郊外では農地が虫食いの的に住宅地となったり、中心部では一人暮らしのお年寄りが増えたりしています。さらには空き家、空き地が放置されるなど、空洞化が進んでいます。

● また、モータリゼーションの進展に伴い、バイパス沿いに展開するショッピングセンターが増える一方、古くからの商店街の活力は低下しています。

● こうした状態を続けていくと、まちはどんどん外に向かって広がってしまい、城下町を基盤として守られてきた鶴岡らしい独自の文化や、かけがえのない風景が失われてしまうかもしれません。

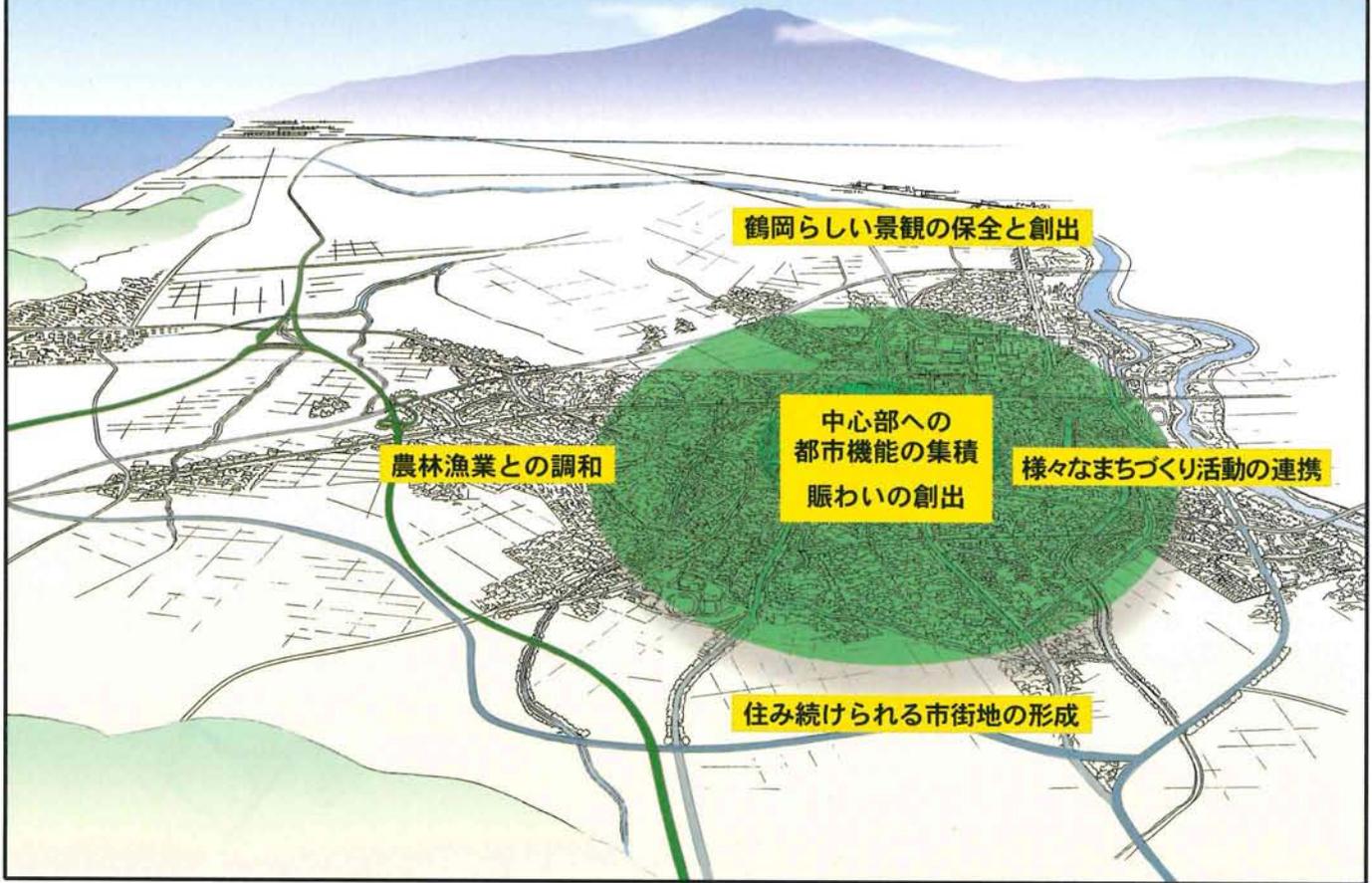
【今なぜマスタープランが必要か】

● このような問題を克服するには、市の全域にわたって計画的にまちづくりを行っていくことが必要となります。そのために、市民のみなさんと一緒に作った基本的な計画が、このマスタープランです。

[鶴岡のまちづくりの目指すもの]

鶴岡市の将来イメージ

人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成



● 鶴岡市の人口は、昭和45年以来10万人前後で推移してきており、ほぼ横ばいの状況にあります。この10万人のまちを、適正な市街地の規模を保ちながら維持し、城下町としての固有の伝統や文化を大切にしながら快適な環境を形成することをまちづくりの基本的な目標とします。

● 人口の推移と市街地の広がりを見ると、市街地中心部の人口密度が低下し、一方で市街地は外に向かって拡大しています。郊外部では、無秩序な開発¹⁾が見られ、都市と農村の調和のとれた関係がなくなりつつあること、市街地中心部の魅力が低下し空洞化が進むおそれがあること、また、このまま市街地が拡大を続けると、都市コスト²⁾が人口規模に見合わなくなることなどが問題として浮上します。

● そこで、全体の都市基盤、水と緑や景観など、身近な環境を一体のものとして考えながら、既存市街地の再整備と、計画的な新規市街地の整備を行っていく必要があります。これらのまちづくりに、様々な立場の人々がお互いに連携を図りながら総合的に取り組み、人口規模に応じたコンパクトな市街地³⁾を形成することを鶴岡市のまちづくりの目標とします。

1) 無秩序な開発

具体的には、農地の中に虫食い状態で住宅地が開発され、農業と住環境の調和が図られないことなど。

2) 都市コスト

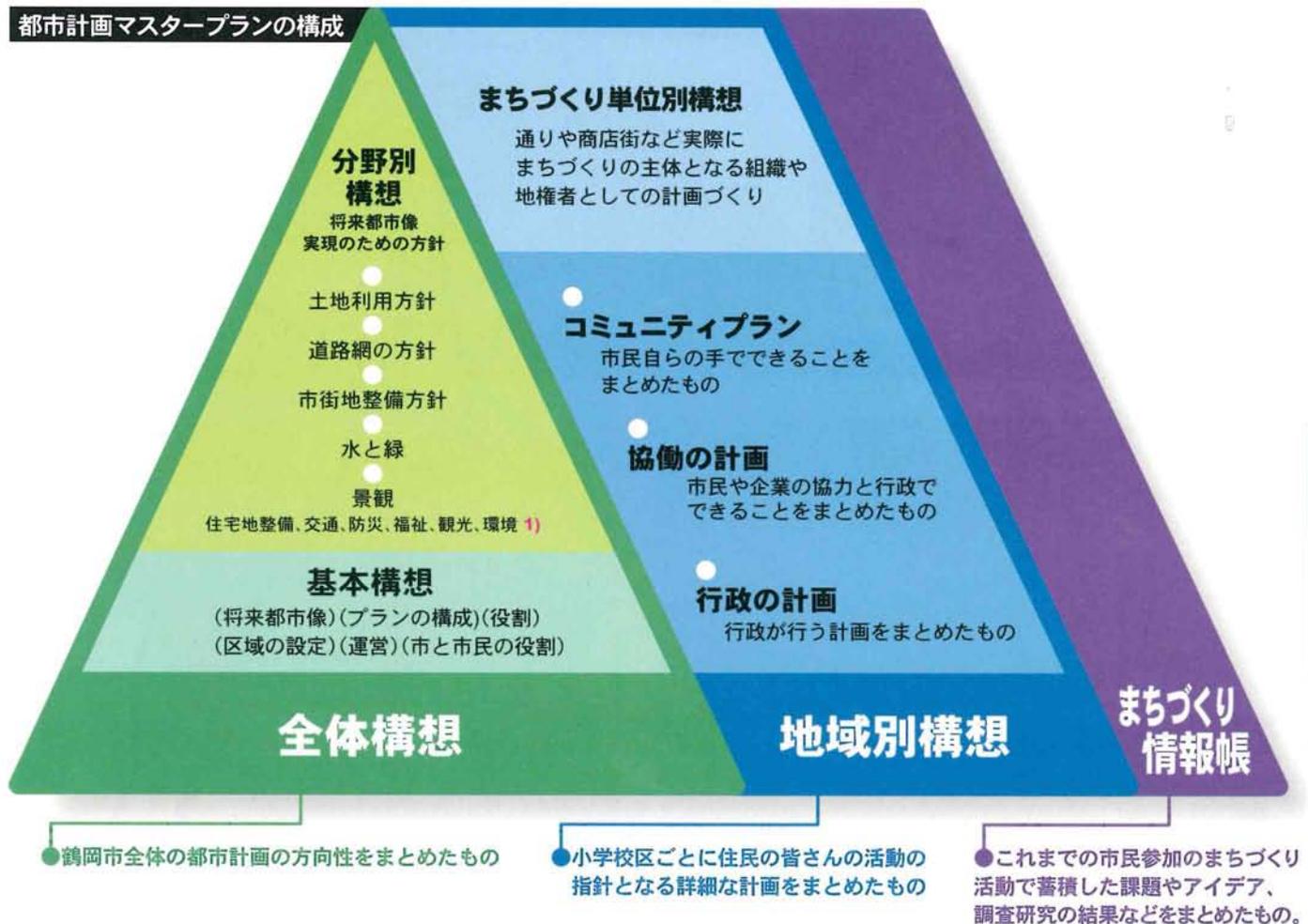
道路、公園、下水道等の整備や維持のための費用。

3) コンパクトな市街地

高密度な市街地ということではなく、使われていない市街地の土地を有効に利用することや、新市街地を開発する場合は計画的に秩序だてて行うことで、必要以上の市街地の拡大を抑えるということ。

[都市計画マスタープランの役割・構成と内容]

都市計画マスタープランの構成



基本構想

都市計画マスタープランの役割・構成と内容

【都市計画マスタープランの役割】

● まちづくりの目標を実現するために、①基盤となる土地利用と道路整備の方針を示すこと、②その上に展開される開発、施設計画、身近なまちづくり、景観形成の取り組みなどに関する方向性を示すこと、③市や市民、民間事業者がそれぞれ連携しながら取り組んでいる様々なまちづくりの概要とその関係性を示すこと、④まちづくりを実行するためにヒントとなる種々の議論や情報の蓄積を示すこと、が都市計画マスタープランの役割です。また、このマスタープランは継続してつくり続けていくものであり、その策定や見直しの過程には、「これからのまちづくりを考える会」を始めとする市民参加が不可欠です。このように市民参加の環境づくりを行うことも、このマスタープランの重要な役割です。

【都市計画マスタープランの構成と内容】

● この都市計画マスタープラン²⁾は、①全体構想、②地域別構想、③まちづくり情報帳から構成され、20年後を目標年次とします。全体構想では大きな方針と方向性を明示し、地域別構想では地域ごとの詳細な方針と方向性、構想、計画、を明示します。まちづくり情報帳には、全体構想や地域別構想の策定過程で得られた情報や議論の蓄積をまとめていきます。

1) 分野別構想のテーマ

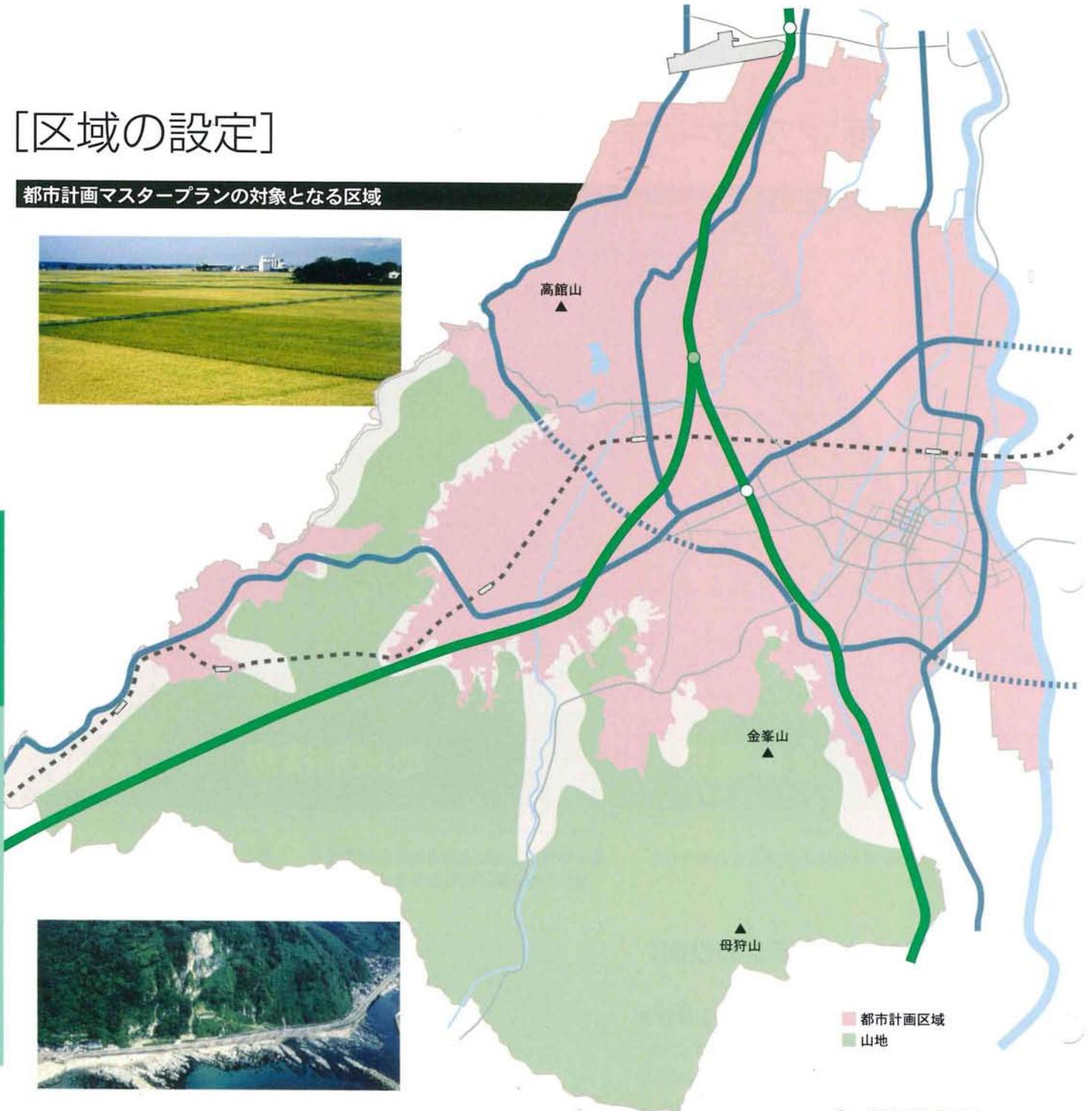
すべてのテーマについてプランをつくるのではなく、必要な部分から話し合いを続け、出来あがったところからプランに盛り込んでいきます。

2) 都市計画マスタープラン

都市計画法18条の2で、「市町村は～当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」とあり、この基本的な方針を「都市計画マスタープラン」と呼んでいます。

[区域の設定]

都市計画マスタープランの対象となる区域



■ 都市計画区域
■ 山地

基本構想
区域の設定



● このマスタープランが対象とする区域は、都市計画区域¹⁾とします。これは、都市と農山漁村、郊外とのバランスがとれ、かつ地域ごとに特色を持ったまちづくりを実現しようとするためです。

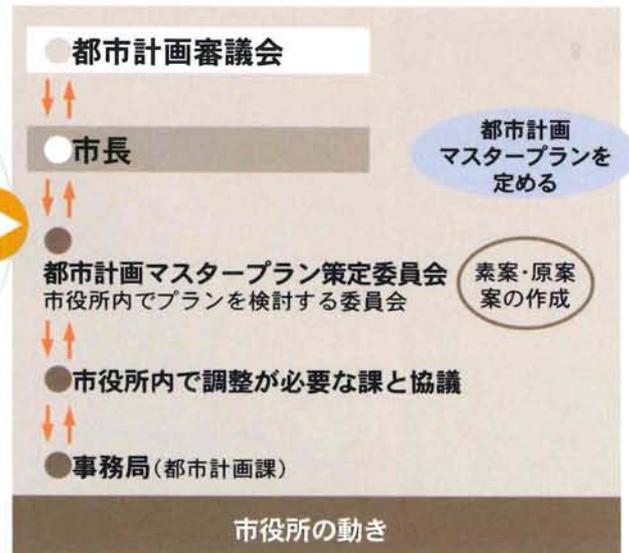
1) 都市計画区域

都市計画区域は、都市計画を策定する場として位置付けられる区域で、自然的、社会的条件を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発あるいは保全する必要がある区域を指定するものです。鶴岡市では、鶴岡市街地、大山市街地を含む平野部のほぼ全域と、高館山を含んで湯野浜、加茂地区の住宅が連なっている地区、及び、由良地区から三瀬地区にかけての集落が指定されています。

[都市計画マスタープランのつくり方・市と市民の役割]

都市計画マスタープランのつくり方

市民の皆さんの考えを聴く会



都市計画マスタープランの位置付け



【マスタープランのつくり方】

● このマスタープランは、常に市民に対して開かれた議論を経てつくりられます。そのため、まちづくりの全ての項目、市内の全ての地区においてあらかじめ策定するものではなく、まちづくりの必要性のある項目、市民のまちづくりの気運のある地区から段階的に議論を行い、時間をかけて策定を進めていきます。そして今後のまちづくりはこのマスタープランを基に行われます。



【市と市民の役割】

● 市と市民は、このマスタープランの構想、計画、まとめられた情報、議論を尊重し、関係する主体と連携して実現化につとめるものとします。

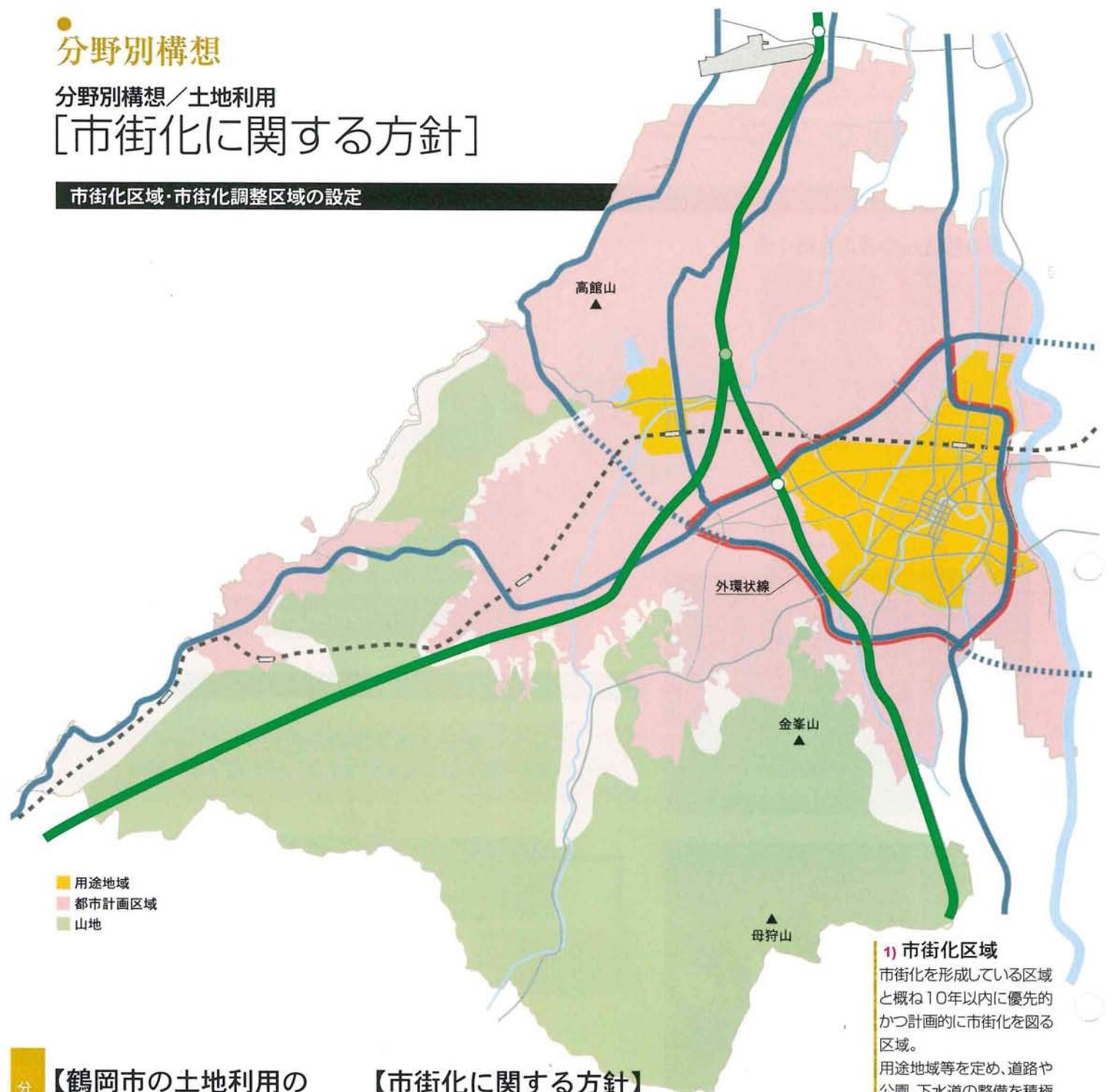
¹⁾ 第三次鶴岡市総合計画
地方自治法に基づき市町村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める10年程度の基本計画。鶴岡市の第三次総合計画は、平成8年度から17年度が計画期間となっています。

分野別構想

分野別構想／土地利用

【市街化に関する方針】

市街化区域・市街化調整区域の設定



【鶴岡市の土地利用の課題と目標】

● 鶴岡市の土地利用では二つの課題を抱えています。一点目は無秩序な市街地の拡大であり、二点目は既成市街地の土地が有効活用されない問題です。これらの課題を克服し、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成することが、土地利用の目標です。

【市街化に関する方針】

● 人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成を実現するために、都市計画区域を、市街化を図るべき区域(市街化区域)¹⁾と市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)²⁾に区分し、土地利用のコントロールを行います。区域の設定については、おおむね5年ごとに見直しを行い、土地利用の実状を考慮した規制、誘導を図ります。市街化区域は用途地域を中心に設定し、それ以外の区域を原則的に市街化調整区域とします。鶴岡市街地での市街化は、おおむね外環状線の内側までとします。また、このような土地利用のルール化は、今後、周辺町村との連携も視野に入れて対応していくことを目指します。

1) 市街化区域

市街化を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

用途地域等を定め、道路や公園、下水道の整備を積極的に行う区域となる。

2) 市街化調整区域

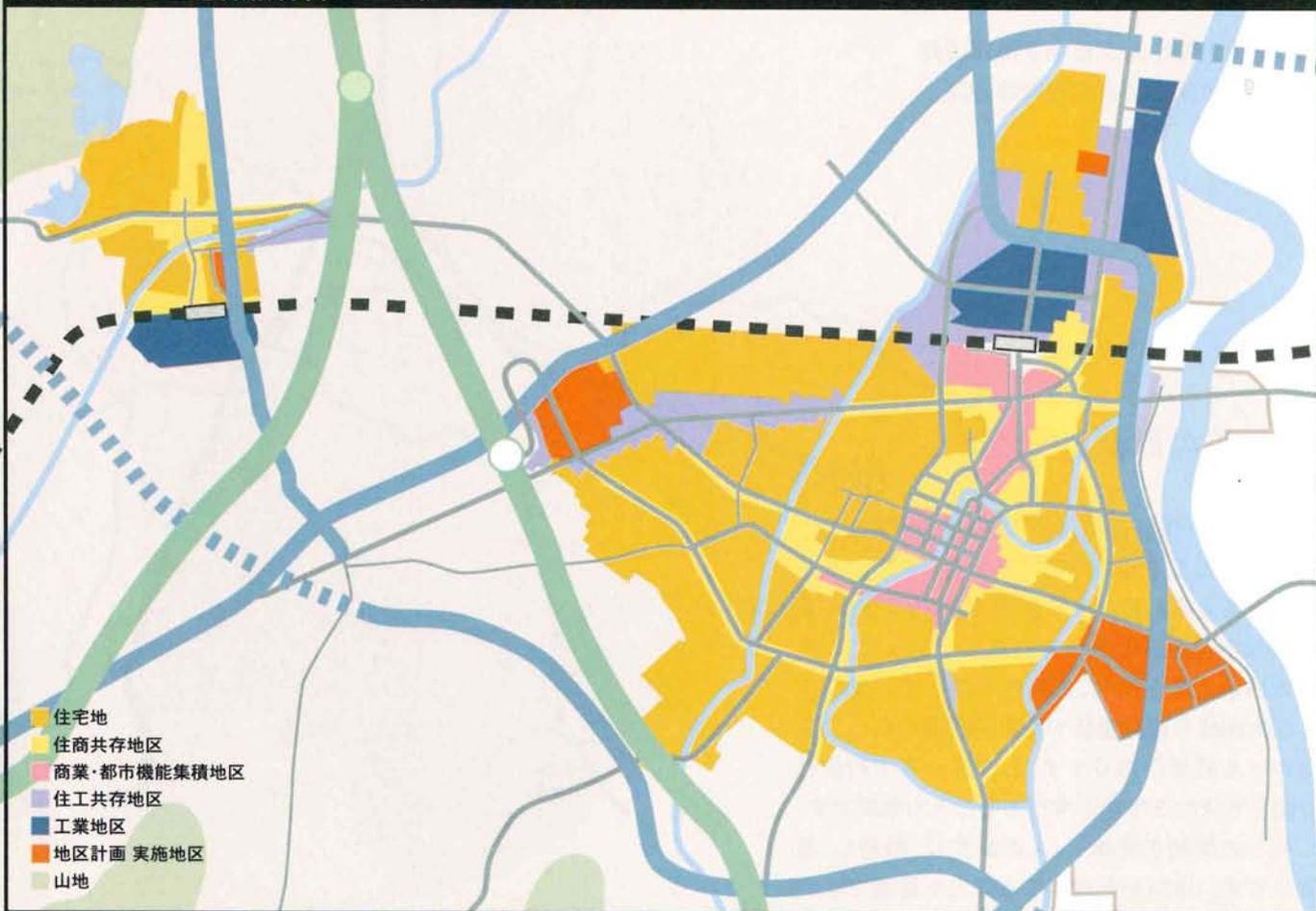
市街化を抑制すべき区域で用途地域などは原則として定めない。

また、道路整備等も、市街化を促進するものは原則として行わない。

※市街化区域、市街化調整区域は現在、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町と酒田市、遊佐町の一部で設定している。

[既成市街地・農山漁村地域等の土地利用]

既成市街地の土地利用方針ゾーニング



【既成市街地の土地の有効活用に関する方針】

● 既成市街地の土地の有効活用に関しては、土地利用の方向性を定め、地域地区制度(用途地域¹⁾など)によってその内容を担保します。また、更に詳細な地区別の目標や計画、ルールなどについては市民の気運が高まった地区から、その作成を推進します。



【農山漁村地域等の土地利用に関する方針】

● 農山漁村地域等の土地利用に関しては、自然に恵まれたゆとりと潤いのある生活環境を実現するために、地区計画や集落地区計画、また優良田園住宅制度²⁾などの活用を推進します。市民の気運が高まった地区から基本方針を作成し、農林漁業との調和のとれた環境、I・J・Uターン者³⁾や、老後生活者にとっても、魅力ある住環境にすることで、活気のある農山漁村を目指します。

1) 用途地域

建物の用途を規制しそれぞれの用途ごとに合理的に配置することで良好な環境を確保するもの。用途ごとに敷地に対しての建物面積の割合なども決められている。

2) 地区計画・集落地区計画 優良田園住宅制度

いずれも地区を定めて良好な環境を形成するために、様々なルールを設けるもの。

3) I・J・Uターン

就職や転職のため地方に移住すること。大都市から故郷に帰るものを「Uターン」、大都市から故郷に近い地方に移住するのを「Jターン」、大都市または他地方から故郷でない地方に移住するのを「Iターン」という。

[高速交通網の形成]

自動車専用道路・広域幹線道路網図

- 超広域を結ぶ自動車専用道路
- 都市間を結ぶ広域幹線道路



【道路網の課題と目標】

● 道路網は、利便性の向上と、景観形成や環境の保護という相反する二つの視点から、そのあるべき姿を考える必要があります。特に鶴岡市は、歴史的な市街地が広がっていることから、これを歴史的な遺産と捉え、市街地を壊してしまうような大規模な道路整備や駐車場整備を行って来なかった経緯があります。しかし一方で利便性の向上を求める市民の声があることも事実です。これらの課題を克服し、人が集まり、回遊し、留まりやすい道路網を構築することが目標です。

● 道路網は、①全国をネットワークする高速交通網、②自動車交通を中心とした都市レベルでの幹線道路、③生活道路・歩行者空間・駐車場などの組み合わせからなる地区レベルの道路網の3層構造を持っており、これらが融合し一体の交通システムとしての道路網を形成する必要があります。

【高速交通網形成の方針】

● 全国的に自動車専用道路や広域幹線道路が整備され、各都市間の移動時間は大幅に短縮されてきました。鶴岡市でも、庄内地方の拠点都市としてこうした広域交通ネットワークに直結する道路の整備が必要不可欠です。そのため、超広域を結ぶ山形自動車道や、日本海東北自動車道の整備を急ぐとともに、酒田や藤島・余目、新庄方面などを結ぶ幹線道路によって広域の連携を強化していきます。

【都市全体レベルの道路網形成の方針】

● 都市全体レベルの道路網については、幹線道路のネットワークを形成します。市街地を通過するだけの交通は、高速交通網に直結し4車線で整備する外環状線を利用することで市街地の混雑を解消します。都市内幹線は2車線道路を高規格²⁾で井桁状に配置し、都市内外へのアクセス性の向上を図るとともに、4車線化をしないことで歴史的遺産である市街地を守ります。

【地区レベルの道路網形成の方針】

● 地区レベルの道路網については、駅前から中心部に続く逆L字型のシンボル軸を回遊できる道路に整備します。また、中心部に集積した都市機能を有機的に繋ぐ快適な移動空間整備に取り組みます。

- 1) 都市計画道路
土地利用や将来の見通し等を勘案して計画された道路。
- 2) 高規格
余裕のある歩道、広めの停車帯、右折レーンを整備し、スムーズな交通が保てる道路。

[都市全体レベル道路網の形成]

都市全体レベル・地区レベルの道路網図

市街地を三角形に囲む外環状道路。将来的には4車線で整備し、広域をつなぐとともに市街地を通過する交通が利用することで市街地内の渋滞を解消する。市街地の拠点間の移動でも便利に使えるようにする。

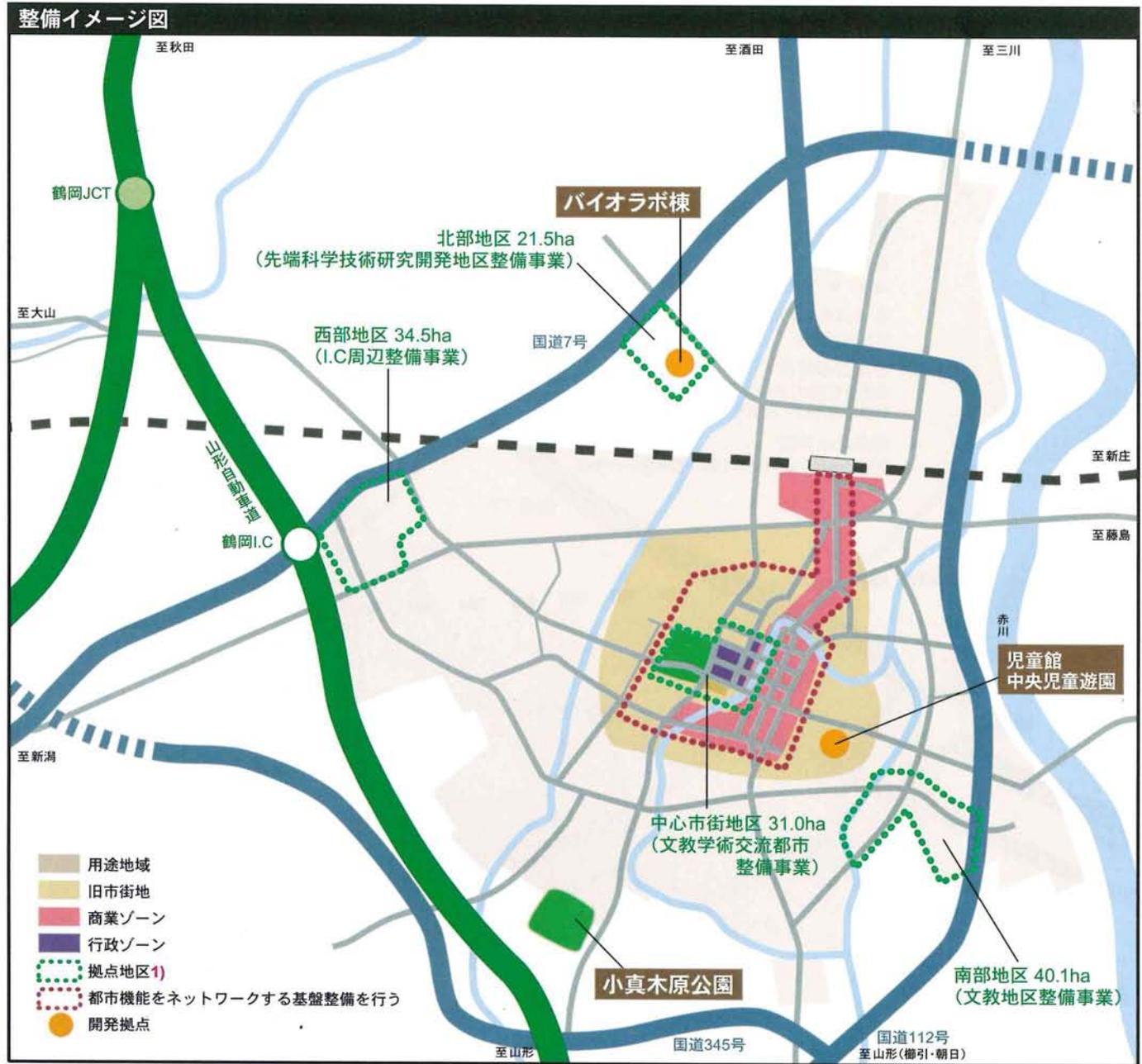
- 外環状線として整備
国道7号／国道112号／南バイパス(外内島井岡線 ほか)
- 市街地内の幹線道路
井桁状に整備
- 東西の幹線
蛾眉橋豊浦線(旧国道7号)・大宝寺狩川線／
羽黒橋加茂線／苗津大山線
- 南北の幹線
道形黄金線／鶴岡駅御引線／鶴岡駅外内島線



- 自動車専用道路
- 広域幹線道路(外環状線)
- 市街地内の幹線道路
- 主要な補助幹線
- 逆L字型のシンボル軸
- 歩行者に配慮した道路をつくる
- 歴史的な雰囲気を入れた道路をつくる

分野別構想 道路網
都市全体レベル道路網の形成

[市街地整備の方針]



【市街地整備の課題と目標】

● 市の中心部は空洞化するとともに、少子高齢化が進んでいます。市街地整備については、こうした問題を解決し、人が集まり、回遊し、住み続けられるまちなしにすることが目標です。

【市街地整備の方針】

● 分散してしまった都市機能²⁾を中心部に再集積し、併せてこれらをネットワークする基盤を整備します。これらの整備は、市民や商店街、NPO³⁾の活動を促し、更に居住環境の改善を図ることで人が集まり、回遊し、住み続けられる中心部の創造へとつなげます。そして賑わいある中心部を核として、外側の市街地と機能を分担しながら市街地全体を組み立てていきます。

1) 拠点地区

地方拠点都市法に基づいて指定された、振興整備を図る地区。

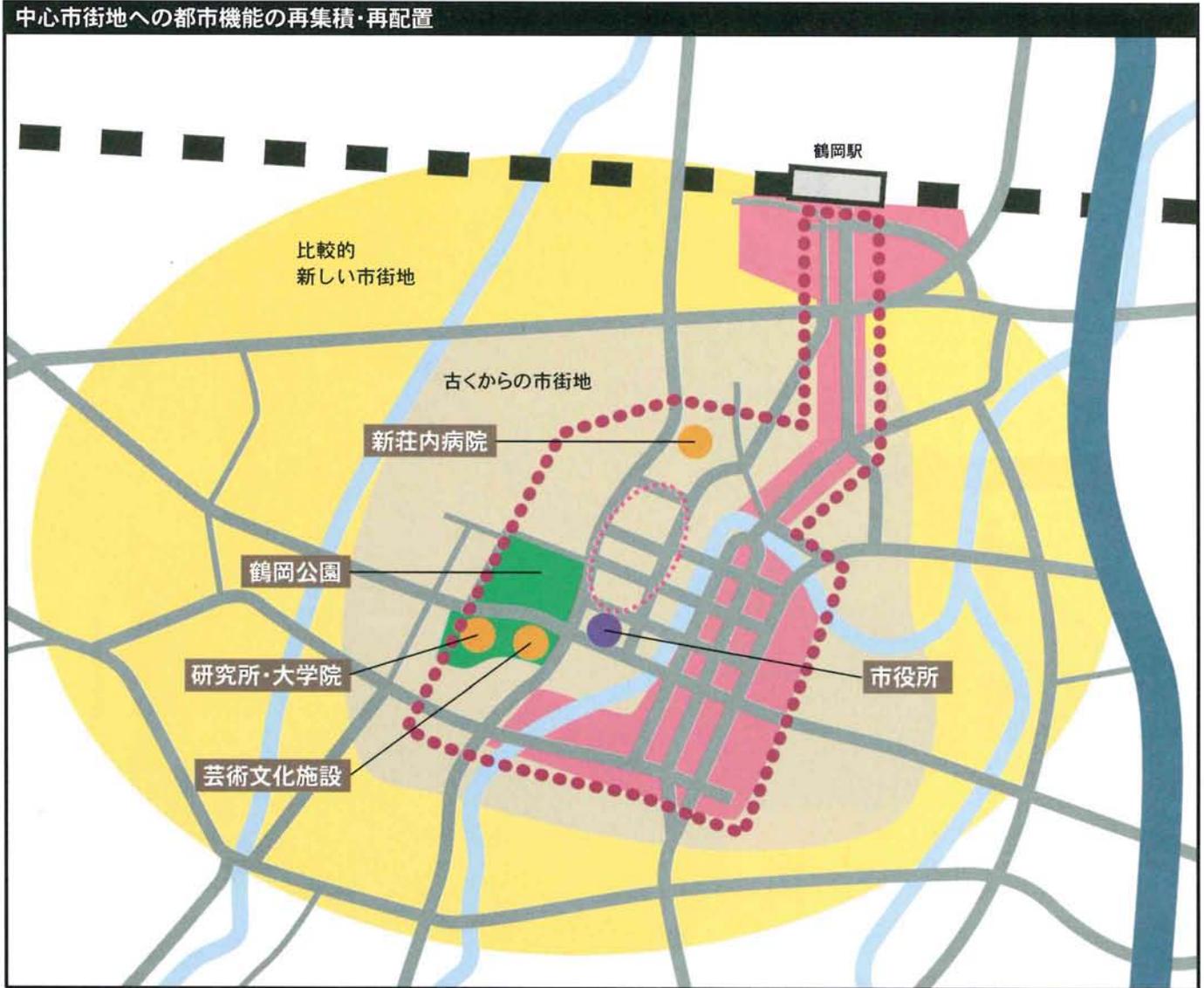
2) 都市機能

病院や市役所、文化施設など都市に必要とされる施設やサービス機能。近年、大規模な土地が確保でき交通の便もよい郊外にこれらの施設が移転する都市もあるが、鶴岡では道路網の整備と併せて、都市機能は中心部に再集積・再配置する方針。

3) NPO

非営利で活動する市民団体。法的には特定非営利活動促進法に基づき、県に認証される。

[鶴岡市街地の整備イメージ]



- 都市機能をネットワークする
基盤整備を行う
- シビックコアエリア1)
- 中心部の商業地
- 開発拠点



中心部で移転する新荘内病院

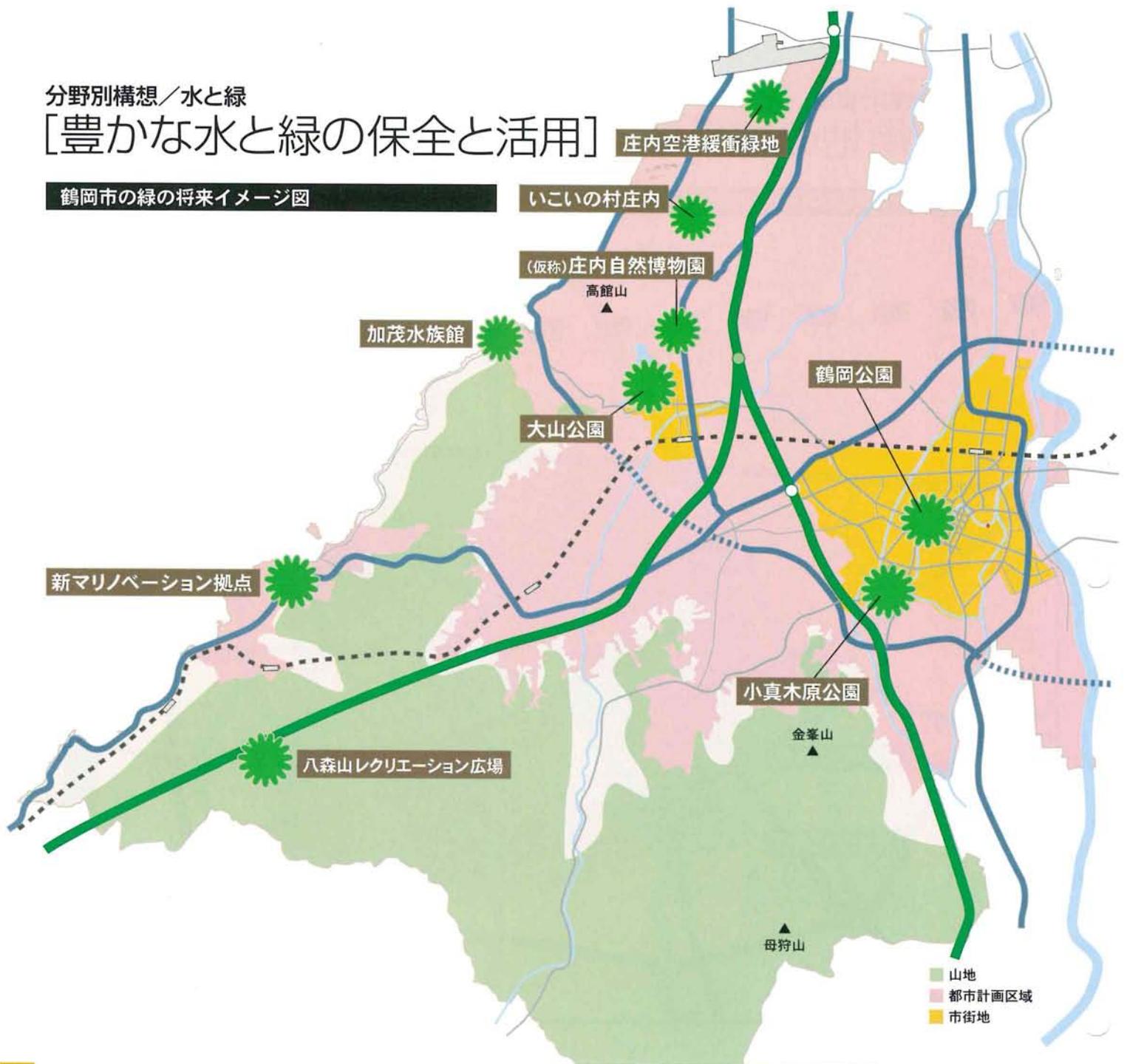


鶴岡公園を南西方向からのぞむ
鶴岡公園と一体に整備される大学院・研究センター

1) シビックコア
エリア
魅力と賑わいのある
都市の拠点となる地
区を形成するため、
官公庁と民間建築物
を総合的、一体的に
整備するエリア。

[豊かな水と緑の保全と活用]

鶴岡市の緑の将来イメージ図



【水と緑・課題と目標】

● 古くからの住宅地では、寺社の高木や住宅の生垣が豊かな緑を形成していますが、商業地や新しい住宅地ではまとまった緑が少ない状況にあります。また、赤川や内川、青龍寺川などの河川、市内を流れる堰などは、市民が憩える水辺として貴重な資源ですが、あまり活用されていません。これは、鶴岡が豊かな自然環境に恵まれているため、市街地の水と緑に対して関心が高くなかったことが原因の一つに挙げられます。これらの課題を整理し、緑や水辺を、市民の共通の財産として守り育てていくことが水と緑の目標です。

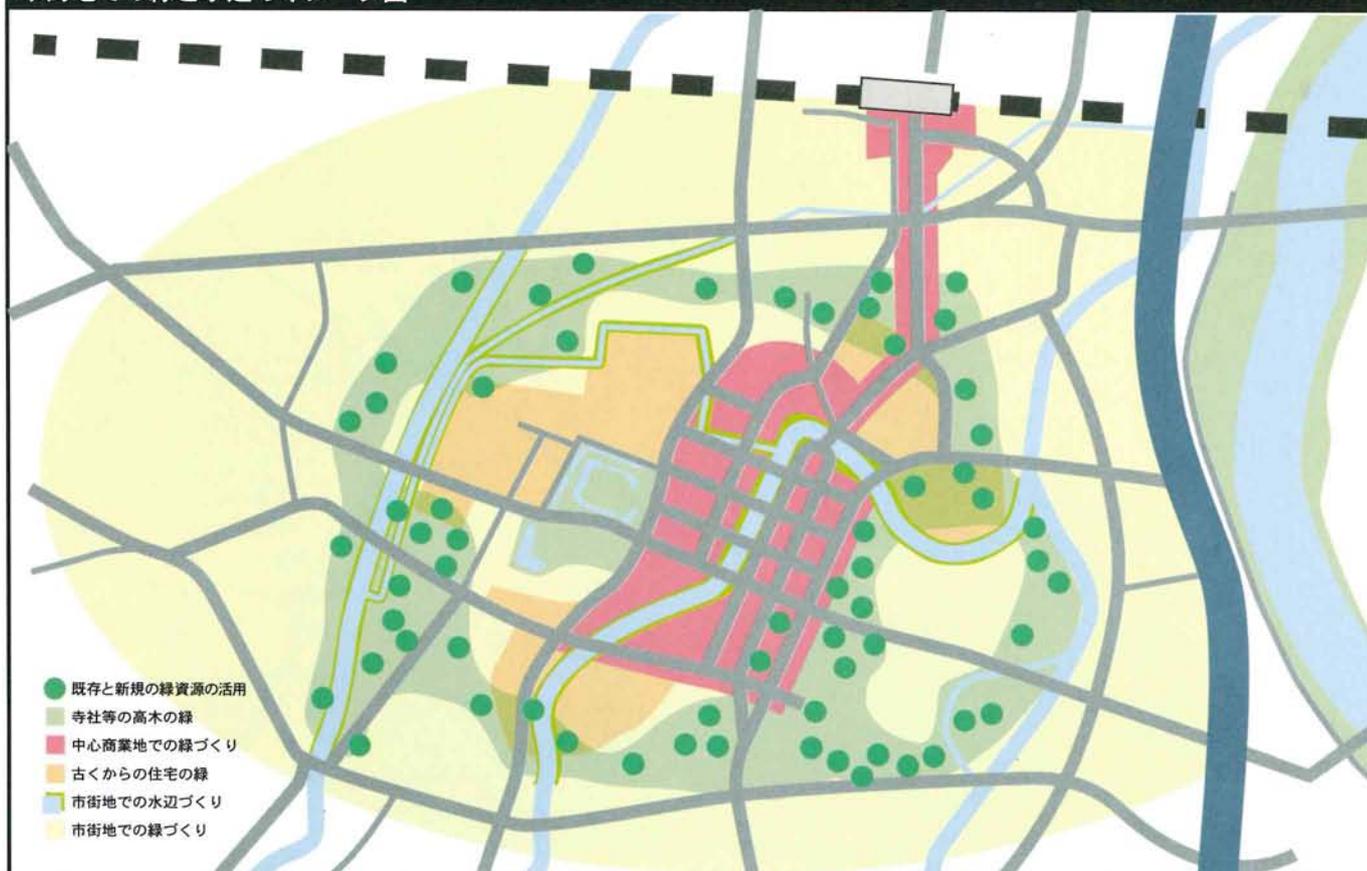


【豊かな緑の保全と活用】

● 郊外に残る山や川、田園など豊かな自然は、様々な制度を基に保全しながら、より親しめるように活用していきます。

[市街地での緑づくり・水辺づくり]

市街地での緑と水辺のイメージ図



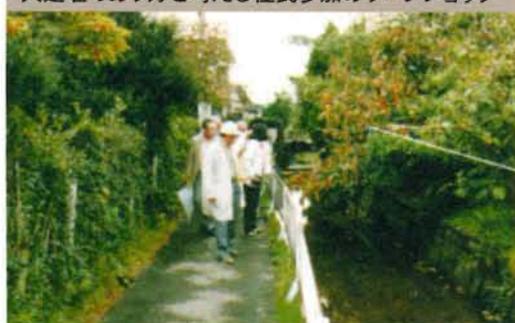
生垣が続く昔からのまちなみ (都市景観賞受賞 鳥居町)



【市街地での緑づくり】

●
まとまった緑の少ない商業地や新しい住宅地では、都市景観賞¹⁾や生垣設置奨励補助制度²⁾などを活用し、住民意識の向上と身近な緑づくりに努めます。更に、これらと古くからの住宅地の緑や寺社の高木などを繋ぎ、市街地でのボリュームある緑の形成を目指します。公園は不足している地域で用地が確保できる所から、バランス良く配置していきます。

大道堰のあり方を考える住民参加のワークショップ



【市街地での水辺づくり】

●
赤川や内川などは、大切な自然空間としてまちづくりに活用していきます。住宅地の中を流れる堰や川については、親しめる水辺空間として活用するために、住民と一緒に検討を続けていきます。また、水辺づくりを進めるには一定の水量の確保³⁾が必要になることから、関係機関への働き掛けを行います。

1) 鶴岡市都市景観賞

良好な景観を形成する民間の建物などを表彰する制度。平成3年から実施され、緑化部門等がある。

2) 生垣設置奨励補助制度

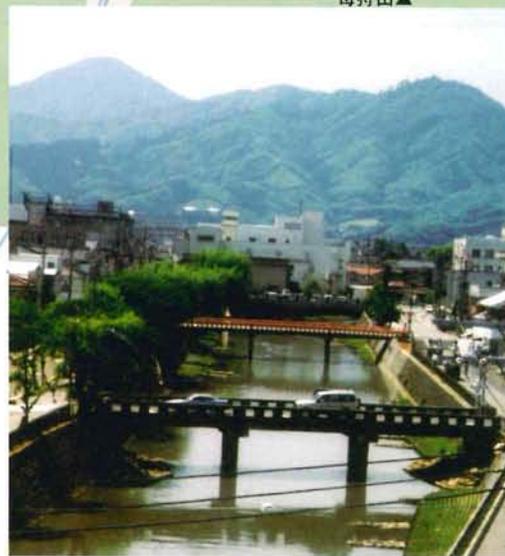
市街地の住宅地で、道路沿いに生垣をつくる方に対する補助制度。

3) 水量の確保

市街地を流れる水路はほとんど農業用水路としての役目があるため、冬期には水量が不足し汚れも目立つといった問題がある。

分野別構想／景観 [鶴岡市の景観]

鶴岡市全体の景観イメージ図



【景観の課題と目標】

● 城下町は日本独自の都市デザインとして世界的に高く評価されています。鶴岡市は戦災や大きな災害がなかったことから、城下町の原型を強く残した数少ない都市です。また、近年まちなみの景観を楽しむ観光客が増加し、鶴岡出身の作家、藤沢周平氏¹⁾の作品の愛好者も城下町の面影を求めて訪れています。こうした景観を歴史的な遺産と捉え、後世に引き継いでいくことが大切です。最近では、周辺の景観へそぐわない開発や建築も見られるようになってきており、こうした課題を克服し、城下町らしさ、ふるさとらしさ、場所性の強化といった視点で景観形成を進めることが目標です。

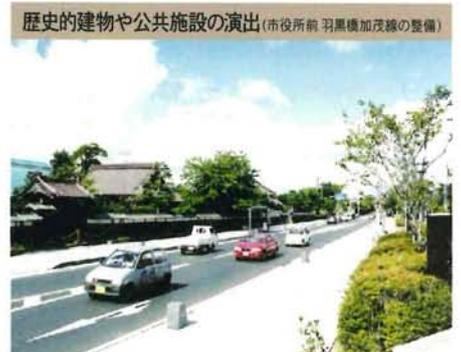
【市街地全体の景観に秩序をもたらすもの】

● 周辺の山々への眺望や集落の屋敷林、主要な川や通りからの眺めといった景観軸は市街地全体の秩序をつくる大切な風景として、守り活用していきます。

¹⁾ 藤沢周平氏
時代小説の第一人者と言われた直木賞作家。その作品の中の「海坂藩」は庄内藩がモデルと言われ、鶴岡でも見られる風景が数多く登場する。

分野別構想／景観

【生活の中での景観】



【歴史的建物や公共施設の演出】

● 市街地に残る歴史的な建物やまちなみを守りながら、それらに配慮した周辺景観の形成を目指します。公共施設はデザインや整備手法を考え、景観向上の先導的な役割を果たしていきます。

【身近な生活の中での景観】

● 景観形成は、生垣の設置や小路の演出など、住民が個人で、グループで、町内などで、身近に取り組むべきまちづくりでもあります。地区の景観特性を考え、その地区に合ったまちなみ景観の形成を目指すことが大切です。また、地区計画³⁾などの制度を活用し、まちなみのルール化を促進していきます。

1) 花いっぱい運動
町内会等が取り組む公共地等への植栽に補助をするもの。

2) 鶴岡市都市景観賞
17ページ水と緑を参照。

3) 地区計画
都市計画法に基づく地区ごとのまちづくりのルール。ほなみ町など新しい市街地では、生垣や透視可能なフェンスで緑の多い、開放的なまちなみづくりを誘導している。

鶴岡市都市計画マスタープラン

[よくある質問・提言集]

市民参加で都市計画マスタープランづくりを進める中で、皆さんからたくさんの提言や質問をいただきました。これらの中には同じ趣旨の提言や質問が多くあり、これからもこのプランを考えていく際に、参考になると考えられます。そこで、プランの流れに沿ってそれらをまとめ、質問への説明や市としての見解をまとめてみました。

都市計画ってなんだろう？

都市には大勢の人が集まり、働いたり、生活したりしています。都市では、土地の使い方や建物の建て方にルールがないと、無秩序で環境が悪くなってしまいます。また、道路や公園、下水道などの計画的な公共施設

の整備も欠かすことができません。

そこで、良好な都市をつくるために必要となるのが都市計画です。都市計画に関する様々なルールは都市計画法により定められています。

都市計画マスタープランについて

この都市計画法の中に、「(市町村は)都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」とあり、この基

本的な方針を通称「都市計画マスタープラン」と呼んでいます。

都市計画をみんなで考えよう なぜ市民参加が大事か

都市計画法では、都市計画マスタープランの策定には「住民の意見を十分反映させること」としています。昭和40年代以降、鶴岡の市街地は郊外へ拡大を続けてきました。しかしこれからは、拡大よりもこれまでの都市が成熟し、質が向上することに重点が移っていくと考えられます。

このため、今住んでいる住民が目標とする都市像を共

有することが大切になってきます。

市ではワークショップなどを通して時間をかけて都市計画について語り合い、合意形成を大切にして計画を策定していきます。

その中で行政が行うこと、行政と市民が協働でやること、市民自らがやることを明確にし、皆さんにも都市計画に関心をもってもらいたいと考えています。

ワークショップって何だ？

ワークショップは参加者が共通の体験を話し合い、問題を発見しその中から創造性を生み出すプログラムです。

都市計画マスタープランづくりでは気軽に話せる雰囲気を大切にしながら、まちという大きなテーマを基にみんなが参加して考える体験をワークショップと呼んでいます。

また、ワークショップの出前も行っています。町内会や様々な団体の学習会などにお気軽にお呼びください。



ワークショップの様子

プランの目標はいつになる

都市計画はおおむね都市の20年先のあるべき姿を計画するものとしています。その時期の人口も色々な資

料から予測していきます。

財源のない計画は絵に描いた餅に等しいが、プランの実効性はあるのか

一般に計画は大きな方向性を決めていくもの(構想計画)と行動や規制・誘導を決めるもの(実施計画)に分けることができます。この二つの計画は比較的長期の見通しとなる構想計画に基づき、実施計画が定められるという関係にあります。都市計画マスタープランは

構想計画の要素が強いものです。このプランで直接何かを規制・誘導することは少ないですが、都市計画マスタープランに基づき、市民の合意を得て決められた様々な計画で良好なまちにするための規制・誘導が行われることとなります。

これまでにつくった計画はどうなるのか すべてなしになるのか

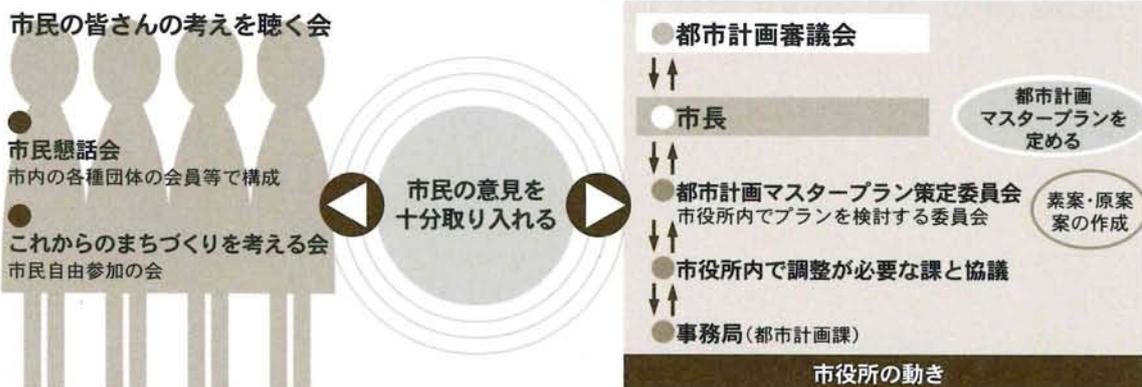
このプランをつくることで、道路計画などこれまでの計画がすべてなくなることはありません。これまででも市役所では色々な計画をつくってきました。前につくった計画と重複するような計画をつくるときには、先行

する計画を見直し、継承できるところは継承し、見直しが必要などところを見直ししていくこととなります。それによって影響する方が出る場合には、十分お話して理解をいただくことに努めます。

どうやってつくるのか

下の図のように最終的には市長が定めるものになります。それまでの段階で、市民自由参加のワークショップ

や市民懇話会の意見を十分取り入れてつくっていきます。



【全体構想について】

コンパクトな市街地とはどんなまちのことか

都市の郊外化は、移動のためのエネルギーや空間が浪費されることから、まとまりのある都市の形が有用である、というのがコンパクトシティという考え方です。更に、単に都市への集中ではなく、生活の質に重点を置き、都市として持続できるということも、重要なコンパクトシティの考え方になっています。

鶴岡にあてはめてみると、人口の大幅な増加が予想できない中、都市の拡大を進めるのではなく、現在ある

市街地の土地を有効に利用しながら、道路や住宅地、下水道、様々な人が集まる施設を効率よく整備し、人口規模にあった市街地を持続していこうというものです。特に人口規模に合った市街地の形成が重視されますので、必要以上に高密度に住むことでコンパクトを目指すのではなく、市街地の未利用地などを効率よく利用できる市街地を目指します。

【全体構想について】

プランの対象となる都市計画区域とはどんな区域か

都市計画区域は、都市計画を策定する場所として位置付けられる区域で、自然的、社会的条件を考慮して一体の都市として総合的に整備し、開発あるいは保全する必要がある区域を指定するものです。鶴岡市では鶴

岡市街地と大山市街地を含む平野部のほぼ全域と高館山を含んで湯野浜、加茂地区の住宅が連なっている地区、由良地区から三瀬地区にかけてが指定されています。

【分野別構想—土地利用について—】

線引きとは何か

都市計画区域をすでに市街化している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域(市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に分けること(区域区分制度)を通称「線引き」と言います。

線引きをすることで、ある程度大きな枠で市街化をコントロールすることができ、人口規模に合ったまちづくりを行うことができます。

【分野別構想—土地利用について—】

市街化のコントロールについて

- 計画的な市街化を進める線引き制度は積極的に導入するべきだ。
今導入しないと、問題はさらに悪くなると思う。
- 線引き制度が土地活用の足かせになるのではないか。慎重に考えるべきだ。
- 市街化は周辺の自治体にも広がっている。行政界を超えた土地利用のルール化が必要だ。

線引きは、山形県では酒田市と遊佐町で、また山形市、上山市、天童市、中山町、山辺町で山形広域都市圏として設定しています。鶴岡市でも無秩序な市街地の拡大をコントロールしていくために導入を考えています。少子化が進み、人口の大幅な伸びが予想できない中、必要以上に市街地が拡大することは、道路、公園、下水道などの工事費や維持管理費など都市コストの増大を招くこととなります。このことから線引きを導入して市街化をコントロールしていきたいと考えてい

ます。また、線引き制度は、おおむね5年ごとに区域の見直しを行い、適正な市街化を目指していきます。

今後、影響のある土地所有者の方にお話を聴いたり、理解を求めたりする機会ももうけていきます。また、鶴岡だけでなく、周辺の自治体と連携した土地利用のコントロールについては庄内のかけがえのない風景の保全という観点からも重要です。このため、周辺の自治体との連携も視野に入れていきます。

【分野別構想—土地利用について—】

既成市街地の土地利用について

- 既成市街地の有効利用には様々な問題点があり、具体的な方向性は住んでいる人の中から生まれてくると思う。
- 土地の活用を地域住民に期待するのは無理。地域住民は多少不便があっても工夫して住んでいく。土地利用はある程度行政の指導がいると思う。

既成市街地の土地利用については、現在ある用途地域制度を基本とします。また、よりよい環境を住民の皆さん自身がつくっていくため、小さな区域を対象とする地区計画という制度があります。現在、新しく開発した伊勢原町やほなみ町などではその町独自のルールをつくり、環境のよいまちづくりを目指しています。具体的には建てられる建物の用途の詳細な制限、敷地

面積の最低限度、道路や隣地境界線から建物を一定の距離を離すこと、垣や柵についてのルールなどがあります。地区計画のルールは今ある市街地でも通りごと、商店街ごと、町ごとなど住んでいる人たちの合意ができた区域で設定することができます。住民の皆さんの合意ができた所から、行政でもルールづくりのお手伝いをしていきます。

【分野別構想—土地利用について—】

農地と市街地の関係

- 食料の面から見ると、農地を減らしたくない。
乱開発を制限できるなら線引きするのもよいと思う。
ただし、農家が土地を売りたいがっている現在の農業情勢を変えるのが先かもしれない。

必要以上に市街地が郊外へ拡大していく原因の一つには、現在の厳しい農業情勢があります。でも今だからこそ、鶴岡で農業を守り抜いていくことも重要なことだと考えています。市民の代表や様々な団体の代表の方に集まっただけでいる都市計画マスタープラン策定市民懇話会には、農業関係の方にも多数参加していただいています。鶴岡ならではの都市と農村の

調和もこれからの課題の一つです。

その一つとして、優良田園住宅制度や地区計画によるルールづくりがあります。これらを利用して、環境に配慮しながら農村での暮らしを楽しむための住宅を計画的に整備していくことが可能です。ライフスタイルの変化から今後このような制度を利用して都市と農村が調和したまちづくりも検討していきます。

【分野別構想—道路について—】

広域を結ぶ道路

- 道路が悪いと企業も来たがらないので早急に整備してほしい。
- 道路を整備して産業が活発になるとは限らない。道路をつくってどうなる。

道路の整備を望む声が多い中、高齢化、少子化の中で道路をつくってどうするという意見もありましたが、道路整備はまだ十分な状況であるとはいえ、地域を活性化させる基盤として整備しなければならないと

考えています。

広域を結ぶ道路は市街地を三角形に囲む外環状線を将来的には4車線で整備することにしています。

【分野別構想—道路について—】

市街地の道路

- 自転車や歩行者にも配慮した道路をつくってほしい。
- 都市防災として道路を計画しているのか。
- 交通量が多いのに道幅が狭く渋滞する道路を何とかしてほしい。
- 施設ができて道路整備が後になるのはおかしい。十分計画してほしい。

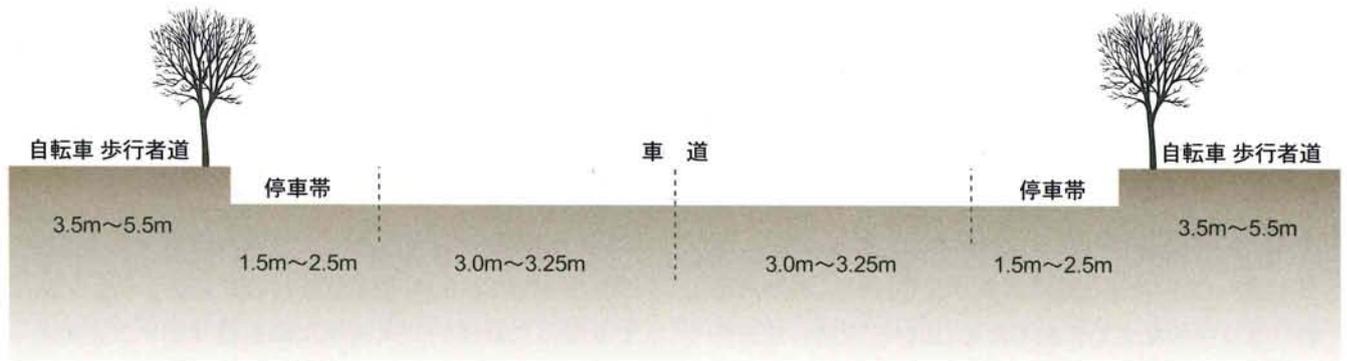
市街地には広い幅の2車線の道路を井桁状に整備します。東西は旧国道7号、市役所前の大山街道、一小前の苗津大山線、南北は市役所脇の国道345号、駅前通りから昭和通り、鶴岡東高校前の鶴岡駅外内島線などです。これらの道路では自転車と歩行者が安心して通れる幅の広い歩道(自転車歩行者道)を整備します。道路の整備は施設整備に比べて地権者の方など関係する方が多くなるため、どうしても時間がかかりますが、計画的に整備していきます。また、全線の拡幅は長期

的な話になりますが、幹線道路どうしの交差点に右折レーンを設置して渋滞を解消することは市街地の色々な場所で行っています。

市街地での幹線道路の整備は停車する車や右折する車があっても後続車が通過できるための停車帯と歩道の整備が主になります。また、歩道にはなるべく街路樹を植え防火帯としての役目ももつようになっています。

【分野別構想—道路について—】

標準的な幹線道路の整備(断面図)



【分野別構想—市街地整備—】

中心部について

- 施設の点在は非効率。まとめれば駐車場も共有できる。
- 都市機能は郊外に整備すべき。
- まちには職場も必要だ。
- 中心に住む人を戻す都心居住が必要だ。
- 車の止められない商店街には行きにくい。

現在、市役所では公共的な施設を中心部に集積する構想をもっています。施設をまとめれば駐車場は共有できますし、近接して多くの人が集まる施設を配置することで中心部に人が集まる仕組みをつくらうとしています。

また、都心居住という考え方で、市街地の中心部への住まい方を考えるようになってきました。商店や官公庁、医療機関、文化施設などが歩いていける範囲にある利便性を生かしながら、中心部での住まい方を考えていきます。空洞化の原因は土地の値段や世帯の分

離、郊外の住環境の向上、道路の整備、事務所や商店の郊外への進出、住む人の気持ちなど様々な要因が考えられます。中心部へ機能を集中させることは、郊外へ出て行った人を呼び戻す一つの手段だと考えています。また、平成12年度に中心市街地で駐車場の実態調査を行いました。その結果、月極や来客用駐車場などを合わせると、中心部にはかなりの数の駐車場があることが分かりました。駐車場がないから中心部が空洞化するということが言われていますが、駐車場の利用形態を工夫することも大切だと考えています。

【分野別構想—水と緑—】

水辺づくりと緑づくり

- いつもきれいな水が流れ、水辺で遊べるようなまちになるといい。
- 大きな木が育ったところがまちの中にあるといい。
- 緑を増やすことは賛成だが、手入れも考えないといけない。

内川をはじめとする市街地を流れる主な水路は、農業用水としての役目もあり、冬場は水が少なくなり、汚れも目立つといった問題があります。また、鶴岡市街地はほぼ平坦な土地にあるため、山林に近接したまちのように、湧水や清流にもあまり恵まれていません。水に親しみたいといったとき、水源をどうするかというのは根本的な問題です。最近全国的にも、水を生かしたまちづくりの事例が多く、親水や景観のための水の利用も市民権を得つつあります。このような流れの中で、内川では冬期間もこれまでより多くの水を放流する実験が行われました。今後も大道堰の利用を皆さんと考えたような事例を積み重ね、水をテーマに市民

参加のまちづくりができないか考えていきます。鶴岡の市街地は災害などで大規模な改造をすることがなかったことから、例えば仙台の青葉通りのような、まちなみに計画的で大規模な緑を造り出すことはありませんでした。その分、昔からまちの中に残る大きな木は大切にしていきたいと考えています。また、緑を考えると、手入れは必ず皆さんが問題にする点です。反面、地域やご近所のつながりを深めることができる身近なテーマではないかと考えています。市では緑に関する情報を提供しながら、まちなみの緑化をお手伝いしていきます。

【分野別構想—景観について—】

まちなみのルールづくり

- 古い建物やまちなみを大切にしながら鶴岡らしい特性を大事にしてほしい。
- 地域ごとの特徴を大切にしたいまちなみのルールがつかれないか。
- 今の時代の本物と古いものとの調和が大事だ。
- 鶴岡では山への眺望が重要なことが分かった。ぜひ守っていききたい。

現在、地区計画のルールをお願いしている地区は、市街地周辺で計画的に開発された住宅地が主になっています。

このため住む人も若い方が多く、生垣や透過性の高いフェンスなど現代的で開放的な景観を提案し、理解い

ただいています。

もし、市街地の中心部など古くからの町でまちなみのルール化を図るなら、これまでの歴史や既存の建物や樹木なども考慮しながら、考えていくことになります。

【分野別構想—その他—】

これから話し合うテーマについて

- 交通、福祉、観光、防災、広域、身近な住宅地など不足しているテーマがないか。

鶴岡市の都市計画マスタープランは、プランをつくる必要性の高い分野から随時策定し、追加していきます。また、その過程には必ず市民の皆さんの意見を十分取り入れていくことにしています。

昨年度、月1回のワークショップを通して話合ったテーマは、土地利用、道路、市街地整備、水と緑、景観の五つの分野と、将来どんな都市になったらいいかという大きなテーマでした。

平成13年度は将来都市像と、話合った五つのテーマをまとめて全体構想部分を公表します。

このほかの視点はこれから議論を重ねてまとまった

ところからプランに盛り込んでいくことにしています。また、このプランは市全体を対象に、土地利用や道路などの大きな方向性をまとめる部分(全体構想に含まれる)と、小学校区ごとの詳細な計画をまとめる部分(地域別構想)に分かれます。

小学校区ごとにまとめる地域別構想は、それぞれの地区で気運が盛り上がったところからつくっていきます。平成13年4月現在、3学区、5学区、大山地区でコミセンや地区の商店街の人たちを中心に、地区ごとのまちづくりを考えようという動きがあります。

[都市計画マスタープラン策定体制]

都市計画マスタープラン策定に向けてのこれまでの動き

日付	都市計画審議会 策定協議会	市民懇話会	市民自由参加のワークショップ	その他の動き	
平成9年2月15日			第三学区まちづくりを考える会		策定に向けてのデータ収集と課題の整理
平成9年6月頃				第三学区まちづくりを考える会 報告パンフレット	
平成9年10月5日			大道堰を一緒に歩いてみませんか (現地視察とグループ討議)		
平成10年3月頃				まちづくり瓦版発行 (前回のワークショップの報告)	
平成10年3月21日			まちづくりを一緒に考えてみませんか (グループ討議)	まちづくり情報帳発行 (以後継続して編集中)	
平成10年8月2日			こどもまちづくり おもしろ探検ウォーク (現地視察と発表会)		
平成10年10月24日			これからのまちづくりを考える会 (市民各団体の代表者によるパネルディスカッション)		策定に向けて具体的な組織の立ち上げと、市民の参加による策定作業
平成11年3月20日			これからのまちづくりを考える会 (グループ討議)	まちづくり瓦版発行(前回、 前々回のワークショップの報告)	
平成12年3月10日		市民懇話会(マスター プラン策定に向けて 立ち上げの会)			
平成12年3月11日			第1回これからのまちづくりを考える会 (マスタープラン策定に向けて立ち上げの会 グループ討議)		
平成12年3月18日	都市計画審議会 策定協議会				
平成12年6月11日			第2回これからのまちづくりを考える会 (既存計画の説明 グループ討議)	まちづくり資料集発行	
平成12年6月22日				参加の玉手箱No.1発行	
平成12年6月29日			テーマ別ワークショップ～道路と交通		
平成12年7月14日				参加の玉手箱No.2発行	
平成12年7月27日			テーマ別ワークショップ～市街地整備		
平成12年7月28・31日 8月8・9・10日			歩いて暮らせるまちづくり ワークショップ		
平成12年8月25日				参加の玉手箱No.3発行	
平成12年8月31日			テーマ別ワークショップ～水と緑・景観		
平成12年9月18日				参加の玉手箱No.0発行 参加の玉手箱No.4発行	
平成12年9月18日			第1回 第三学区地域別構想 ワークショップ		
平成12年9月28日			テーマ別ワークショップ～土地利用		

策定に向けて具体的な組織の立ち上げと、市民の参加による策定作業

日付	都市計画審議会 策定協議会	市民懇話会	市民自由参加のワークショップ	その他の動き
平成12年10月23日				参加の玉手箱No.5発行
平成12年10月27日	都市計画審議会 策定協議会			
平成12年10月29日			第3回これからのまちづくりを考える会 将来都市像のイメージ出し	
平成12年11月2日		市民懇話会(素案の 文章についての検討)		
平成12年11月22日			第2回 第三学区地域別構想 ワークショップ	
平成12年11月22日				参加の玉手箱No.6発行
平成12年11月26日			第4回これからのまちづくりを考える会 将来都市像のイメージを浮き上がらせる	
平成12年12月26日	都市計画審議会 策定協議会			
平成12年12月下旬	素案の送付	素案の送付		
平成13年1月1日				1月1日広報に返信用ハガキと 一緒に素案の概要版を折り込み、 幅広く提言を募集。同時にイン ターネットでも素案と参加の玉 手箱を公開し、意見を募集。
平成13年1月10日				参加の玉手箱No.7発行
平成13年1月14日			第5回これからのまちづくりを考える会 前回の結果を再評価してまとめる	
平成13年2月6日			第1回 第五学区地域別構想 ワークショップ	
平成13年3月28日				参加の玉手箱No.8発行 参加の玉手箱No.9発行
平成13年4月25日		市民懇話会 (素案の検討)		
平成13年5月8日	都市計画審議会 策定協議会			
平成13年5月				市議会へ報告
平成13年6月1日				「広報つるおか」で公表
平成13年6月23日			第6回これからのまちづくりを考える会 マスタープランの公表報告会	

[鶴岡市都市計画審議会委員名簿]

	職名	氏名	備考
1号委員	鶴岡市議会議員	加賀山 茂	
1号委員	鶴岡市議会議員	加藤 太一	
1号委員	鶴岡市議会議員	吉田 義彦	
1号委員	鶴岡市議会議員	芳賀 誠	
1号委員	鶴岡市議会議員	石川 一郎	
1号委員	鶴岡市議会議員	富樫 正毅	
2号委員	鶴岡市農業委員会会長	大瀧 常雄	
2号委員	鶴岡商工会議所会頭	笹原 信一郎	
2号委員	山形県建築士会鶴岡田川支部長	菅原 英介	
2号委員	山形大学農学部教授	上木 勝司	会長
2号委員	山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部	和田 計生	
3号委員	国土交通省酒田工事事務所長	神田 昌幸	
3号委員	庄内森林管理署長	高橋 光夫	
3号委員	庄内総合支庁建設部長	永井 忠雄	
3号委員	庄内支庁建設部長	後藤 貞昭	※
3号委員	庄内総合支庁鶴岡農村整備課長	梅木 正憲	
3号委員	赤川土地改良事務所長	菅原 重一	※
臨時委員	鶴岡警察署長	高橋 正之	

※は平成12年度の委員で所属は当時のものを記載しています。

1号委員=市議会の議員

2号委員=学識経験者

3号委員=関係行政機関又は山形県の職員

[鶴岡市都市計画マスタープラン策定 市民懇話会名簿]

組 織 名	氏 名	備 考
山形大学 名誉教授	北村 昌美	会 長
鶴岡市農業委員会	菅原 幸一郎	
青龍寺川土地改良区	伊藤 光利	
鶴岡市農業協同組合	田沢 繁	
鶴岡市農業協同組合	後藤 光弥	※
鶴岡市農業生産組合長連絡協議会	佐藤 泉	
鶴岡市認定農業者会議	三浦 伸一	
鶴岡商工会議所	佐藤 秀美	
大山商工会	菅原 寛	
鶴岡市商店会連合会	三浦 新	
鶴岡市商店会連合会	松田 士郎	※
山形県建築士会鶴岡田川支部	吉住 寛	
山形県建築士会女性部委員会	秋野 公子	
山形県鶴岡設計監理協会	菅原 英介	
田川建設労働組合	斎藤 修二	
山形県建設業協会鶴岡支部	佐藤 友行	
鶴岡市観光連盟	本山 彌	
山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部	阿部 俊夫	
山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部	和田 計生	※
鶴岡市町内会連合会	中村 昭太郎	
鶴岡市婦人団体連絡協議会	石丸 百合子	
鶴岡市法人会	仲川 昌夫	
鶴岡青年会議所	佐藤 公力	
鶴岡青年会議所	加藤 省二	※
山形県企画調整部地域計画課	穴戸 邦久	
山形県企画調整部企画調整課	川尾 正嗣	※
山形県土木部都市計画課	小笠原 恭悦	
山形県庄内総合支庁道路計画課	小山 寛	
山形県庄内総合支庁道路計画課	阿部 伸陽	※
鶴岡市建設部	鈴木 勉	
アドバイザー 早稲田大学理工学部教授	佐藤 滋	

※は平成12年度の委員で所属は当時のものを記載しています。

[これからのまちづくりを考える会]等への参加者の皆さん

都市計画マスタープラン策定のための自由参加のワークショップに参加いただいた方は次の方々です。

この名簿への記載は、平成12年3月11日に開催した「これからのまちづくりを考える会」以降に開催した都市計画マスタープラン全体構想についてのワークショップ、第三学区・第五学区で開催した地域別構想のワークショップ、昨年8月に6日間連続で開催した「歩いて暮らせるまちづくり」ワークショップに1回以上参加された方、またプランについてご意見、ご提言のはがき等をお寄せいただいた方で記載についてご了承いただいた方を掲載しています。

相蘇 弘道	宝町	岡 政雄	家中新町	今野 政子	みどり町
秋野 公子	千石町	岡 政人	家中新町	今野 政美	宝町
秋場 時子	大山	岡 真理子	家中新町	今野 道子	家中新町
秋葉 敏郎	家中新町	尾形 幸太	神明町	斎藤 修二	みどり町
阿部 成子	大山	岡部 完二	大山二丁目	斎藤 四郎	泉町
阿部 匡一	高田	岡村 安雄	大山二丁目	齋藤 紀之	若葉町
阿部 俊夫	日吉町	岡本 陽一	朝陽町	斎藤 充	大部町
阿部 等	山王町	奥山 辰雄	山王町	斎藤 留吉	朝陽町
安倍 良美	若葉町	小田 徳吉	湯田川	斎藤 良三	鳥居町
安在 真子	みどり町	小野 留美	日和田町	酒井 秀夫	山形市
安藤 隆夫	大宝寺町	小野寺 均	朝日村	酒井 正四郎	若葉町
飯野 常太郎	鳥居町	葛西 健司	酒田市	桜井 峰夫	西目
五十嵐 功	伊勢横内	風間 眞一	泉町	佐々木 茂吉	家中新町
五十嵐 和彦	三和町	風間 彦男	家中新町	笹原 喜咲	上畑町
五十嵐 久一	大東町	春日 寛子	大山三丁目	笹原 信一郎	本町三丁目
五十嵐 武矢	日吉町	粕谷 明志	新形町	佐藤 昭子	平成町
五十嵐 良市	西京田	粕谷 政二	鳥居町	佐藤 泉	日枝
池田 昭彦	本町三丁目	加藤 太一	稲生二丁目	佐藤 英治	大山二丁目
石黒 栄一	錦町	門脇 亘	新形町	佐藤 一眞	矢馳
石田 桂一	家中新町	金川 良輔	鹿児島市	佐藤 紀三男	家中新町
石田 みどり	家中新町	鎌田 悌治	布目	佐藤 清	大西町
石橋 政士	錦町	川井 進	本町二丁目	佐藤 慶子	宝田
石原 純一	馬場町	菊地 誠治	若葉町	佐藤 智志	千石町
石丸 百合子	神明町	木村 麗子	宝町	佐藤 繁美	みどり町
井田 敬治	宝町	草島 進一	鳥居町	佐藤 眞	余日町
井上 正一	馬場町	工藤 徹	上福岡市	佐藤 伸一	湯野浜
今井 一彦	大宝寺町	熊田 豊治	本町三丁目	佐藤 助蔵	矢馳
上野 健	馬場町	黒井 浩之	藤島町	佐藤 孝雄	西京田
上野 新一	淀川町	黒谷 虎雄	家中新町	佐藤 正幸	城南町
宇治 将凱	宝町	小池 里	家中新町	佐藤 俊雄	双葉町
碓衣 伸一	泉町	小池 正男	家中新町	佐藤 智子	道形町
遠藤 武	大山二丁目	高力 朗	日和田町	佐藤 友行	茅原
遠藤 忠	上畑町	後藤 清子	新海町	佐藤 久樹	中清水
遠藤 実	鳥居町	後藤 正	茅原	佐藤 秀美	小波渡
大川 典彦	茅原	後藤 充子	家中新町	佐藤 均	大山二丁目
太田 清	大山二丁目	後藤 義治	馬町	佐藤 弘	本町一丁目
太田 実	淀川町	今野 勘左衛門	中山	佐藤 弘志	鳥居町
大滝 博行	大山二丁目	今野 孝二	末広町	佐藤 博美	大宝寺町

佐藤 文保	神明町
佐藤 昌子	苗津町
佐藤 政人	大淀川
佐藤 昌哉	道形町
佐藤 衛	みどり町
佐藤 裕三	日吉町
さとうれいこ	宝田一丁目
地主 武	大山
下山 恭子	青柳町
荘司 貞夫	本町一丁目
本間 正司	本町一丁目
菅原 英介	日出一丁目
菅原 悦子	大宝寺町
菅原 久一	長者町
菅原 志郎	苗津町
菅原 寛	大山一丁目
菅原 浩	日吉町
菅原 政幸	友江
鈴木 光一	大山一丁目
鈴木 正	千石町
陶山 芳子	家中新町
瀬尾 イク	青柳町
瀬尾 修司	高坂
高阪 信司	本町一丁目
高橋 賢造	泉町
高橋 淳子	若葉町
高橋 富士子	鳥居町
滝沢 勇治	大山三丁目
竹島 博樹	新海町
蛸井 昌二	睦町
田中 隆弘	酒田市
田辺 省二	上畑町
玉津 卓生	千石町
辻 寧道	家中新町
手塚 藤彌	若葉町
富樫 栄一	砂谷
富樫 幸子	青柳町
富樫 博	泉町

富岡 憲一	大宝寺町
戸村 雅子	本町三丁目
永井 裕公	日吉町
仲川 昌夫	茅原
中澤 洋	日吉町
中西 洋一	本町三丁目
中村 恵二	大宝寺町
中村 俊一	宝町
中村 順子	大山二丁目
中村 昭太郎	若葉町
成田 英俊	若葉町
南葉 昭二	みどり町
西田 顕識	若葉町
似内 徹	山形市
野尻 俊雄	新形町
間 四郎	酒田市
長谷川 潤	友江町
林 悟志	大山三丁目
林 正	茅原
林 由美子	家中新町
伴 兼弥	家中新町
土方 豊治	宝町
日詰 香子	藤沢
保科 正彦	馬場町
本間 喜美子	山王町
本間 光夫	朝陽町
本間 美津子	日出一丁目
本間 安子	三和町
本間 葉子	山王町
松田 清彦	湯田川
松田 陽子	湯田川
松村 恵司	日吉町
丸谷 浩之	本町二丁目
万年 収一	神明町
三浦 昭子	友江
三浦 新	山王町
三浦 安雄	上畑町
水尾 京子	切添町

三井 圭子	本町一丁目
宮川 道雄	大山三丁目
村上 龍男	今泉
茂木 洋子	錦町
森田 あや子	大宝寺町
森谷 富夫	伊勢原町
山口 葉子	宝町
山口 良彦	若葉町
山田 ふくみ	道形町
山本 斉	湯野浜
山本 益生	馬町
横山 和宏	青柳町
吉住 寛	苗津町
吉野 文夫	若葉町
吉村 創一郎	家中新町
若松 正秀	由良
鷲田 千代子	本町一丁目
和田 計生	ほなみ町
渡辺 純	日枝
渡部 武雄	西京田
渡辺 昌男	上畑町
亘 一夫	宝町

(50音順 敬称略)

[鶴岡市都市計画マスタープラン策定委員会名簿]

部 名	職 名	氏 名	備 考
	助役	伊藤 清	
総務部	総務部長	芳賀 肇	※
	総務部長	齋藤 勲	
	企画調整課長	小林 貢	
	財政課長	長谷川 貞義	
	課税課長	三浦 義廣	
市民部	市民部長	五十嵐 鎮	
	市民生活課長	齋藤 和也	
環境衛生部	環境衛生部長	芳賀 一弥	※
	環境衛生部長	三浦 惇	
	環境衛生課長	石塚 治人	
健康福祉部	福祉課長	板垣 博	
	介護サービス課長	山木 知也	
産業部	産業部長	佐藤 智志	※
	産業部参事兼農山漁村整備課長	五十嵐 廣明	
	産業部参事兼農政課長	鈴木 喜一郎	
	農政課長	菅原 一司	
	商工課長	加藤 淳一	
	観光物産課長	板垣 隆一	
農業委員会	農業委員会事務局長	小林 順五	
建設部	建設部長	鈴木 勉	
	都市計画課長	長谷川 政敏	※
	都市計画課長	志田 忠	
	都市整備課長	志田 忠	
	都市整備課長	山本 益生	
	下水道課長	工藤 明	
	土木課長	山本 益生	
	土木課長	伊藤 博	
	建築課長	安在 順	
	建築課長	林 由美子	
	都市計画課課長代理	齋藤 雅文	

※は平成12年度の委員で所属、役職とも当時のものを記載しました。

[鶴岡市都市計画マスタープランワーキング名簿]

部 名	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
総務部	企画調整課	係長	東海林 敦	
	企画調整課	係長	高坂 信司	
	企画調整課	係長	林 悌一	
健康福祉部	介護サービス課	主査	佐藤 文保	※
	介護サービス課	主査	中村 勝太郎	
	福祉課	課長代理	木曾 亮言	
産業部	農政課	調整主任	斎藤 充	※
	農山漁村整備課	技師	佐藤 久樹	
	商工課	主任	森屋 健一	
	商工課	主査	佐藤 文保	
	観光物産課	係長	阿部 匡一	
建設部	都市整備課	係長	早坂 進	※
	都市整備課	係長	佐藤 真	
	都市整備課	主事	吉村 創一郎	
	下水道課	係長	太田 実	※
	土木課	調整主任	斎藤 健史	
	土木課	調整主任	玉津 卓生	
	建築課	主査	今野 政美	

[まちづくりコーディネーター]

東京都立大学 工学部 助手	饗庭 伸
早稲田大学 理工学部	佐藤滋研究室の皆様

[鶴岡市都市計画マスタープラン策定事務局]

部 名	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
建設部	都市計画課	主査	中村 賢	※
		係長	有地 裕之	
		調整主任	玉津 卓生	
		調整主任	清野 健	
		調整主任	斎藤 健史	
		主事	佐藤 恭子	
		主事	小松 隆	
		主事	柿崎 勇夫	

※※は平成12年度の委員で所属、役職とも当時のものを記載しました。

[鶴岡市都市計画マスタープラン]

平成13年6月発行

編集 鶴岡市建設部都市計画課

発行 鶴岡市

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9番25号

TEL 0235-25-2111(代表)

FAX 0235-24-9071

<http://www.city.tsuruoka.yamagata.jp/>

